

いわて汚水処理
ビジョン2017
(資料編)

資料1 用語解説（あいうえお順記載）

用 語	用 語 解 説	記載頁
アクションプラン	今後10年程度を目途に汚水処理の概成を目指した各種汚水処理施設の整備手法及び計画区域などを定めた整備計画。	7,8,23, 24,54
アセットマネジメント	サービス水準を維持し、適正な施設管理、執行体制の確保、資金の確保（経営管理）の全般を管理すること。	60
いわて汚水処理ビジョン 検討委員会	学識経験者や専門家の6名の委員で構成され、次期県構想に対して、中長期的な視点から検討・提言をいただくための委員会。	8
岩手県汚水適正処理推進会議	汚水処理施設の整備及び維持管理に関する施策を総合的かつ効率的に推進することを目的として、県庁関係課、広域振興局、市町村で構成される。	8
岩手県公共施設総合管理計画	長期的視点における公共施設等マネジメントの取組みを推進するための公共施設等管理に関する基本計画	6,7,61
岩手県人口ビジョン	本県における人口の現状を分析し、将来人口の展望を示すもの。	6,7,21
雨水排水施設整備率	雨水排水施設整備済み面積を雨水計画面積で割った値。	78,80, 83,84
汚水処理原価	汚水処理費用を有収水量（料金収入の対象水量）で割った値。有収水量1m ³ あたりの汚水処理費。	43,44,45, 51,54
汚水処理人口	下水道や集落排水施設が整備され、接続が可能な区域内の人口及び、浄化槽が整備された世帯の人口。普及人口、供用人口、整備人口も同義語として使用される。	14,27
汚水処理人口普及率	下水道や集落排水施設を利用することができる人口に浄化槽を利用している人口を加えた人口を、県の総人口で割った値。汚水処理施設の普及状況を表す指標。	1,3,5,13, 14,15,16, 23,25,26,27
カーボンニュートラル	「カーボン」は「炭素」を、「ニュートラル」は「中立」を意味し、燃やしても大気中の二酸化炭素（CO ₂ ）の増減に影響を与えないバイオマス燃料などがもつ性質。	34
下水道BCP	「事業継続計画」の意味。災害発生時のヒト、モノ、情報及びライフライン等の利用できる資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。	68,71, 72,76
下水道地震対策緊急整備事業	緊急性の高い地震対策を早急に実施するために、2006年度に創設された事業。	68
下水道総合地震対策事業	緊急整備事業の見直しに加えて、下水道施設の耐震化を図る「防災」、被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策のため、2009年度に創設された事業。	68
個別処理方式	家庭や事業所が点在する地域において、個々の発生源ごとに汚水を処理する方式（浄化槽）。	24

用語	用語解説	記載頁
し尿処理施設	汲み取りのし尿や、集落排水施設及び浄化槽から発生する汚泥を処理する施設。市町村あるいは複数市町村で構成される行政組合が設置する。	17,30,34, 35,39
集合処理方式	既成市街地など、人口が密集した地域を対象に、汚水を処理施設に集約し処理する方式（下水道、集落排水）。	17,24
使用料単価	使用料収入額を有収水量（料金収入の対象水量）で割った値。有収水量 1 m ³ あたりの使用料収入額。	42,43,44, 45,51
水洗化人口	トイレの水洗化が行われ、下水道等に接続し処理を行っている人口及び浄化槽で処理している人口。	14,15
水洗化人口割合	水洗化人口を県の総人口で割った値。	14,15,23
ストックマネジメント	既存の建築物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法であり、既存施設を適正に管理すること。	60,61,65
接続率	水洗化人口を汚水処理人口で割った値。水洗化率も同義語として使用される。	11,45,46, 48,51,52,91
内水ハザードマップ	想定される内水による浸水被害や過去の被害実績などの浸水情報、及び避難場所、洪水予報や避難情報の伝達方法などの避難情報を記載したもの。	84,85
ハード対策、ソフト対策	構造物による被害を軽減する対策をハード対策、それらによらない対策をソフト対策。	75,81,82, 83,84,85
バイオマス	環境の中に還元でき、再生可能な生物に由来する資源。	10,33,34, 35,36
パブリックコメント	行政が政策等を決めていく過程で、原案を事前に公表して県民等から意見を募り、それを反映したうえで最終的な決定を行うこと。	8
ふるさと振興総合戦略	ふるさとを振興し、人口減少に立ち向かうための取組方向や具体的な施策、数値目標を示すもの。	6,7,10
マンホールトイレ	災害時に下水道管路にあるマンホールの上に、簡易なトイレ設備を設け使用するもの。	73,74,89

資料2 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例

《 条文 》

岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例

(平成 10 年 3 月 30 日条例第 22 号)

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 9 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

第 1 節 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針 (第 10 条)

第 2 節 環境基本計画等 (第 11 条・第 12 条)

第 3 章 環境の保全及び創造に関する施策等

第 1 節 環境の保全及び創造に関する施策 (第 13 条—第 25 条)

第 2 節 地球環境の保全の推進 (第 26 条)

附則

私たちの住む地球では、悠久の時を経て、多様性に富んだ生態系を持つ環境が作り上げられてきた。人間は、その環境の恵みを受けつつ、知恵を蓄え、技術を身に付け、文化を築いてきた。

近代になって、人間が利便性や快適性を求めて、急速に天然資源や化石エネルギーを消費するようになったことなどから、自然のバランスが崩れ、地球環境に変化の兆しがみられるまでになった。このまま推移した場合には、地球上の生命が維持できなくなることが危ぐされる。

ここ岩手の地では、緑豊かな奥羽山脈や北上高地、三陸の海などの大自然の恵みを受け、古来より風土に根ざした共生の文化が築かれてきた。しかし、ここにも人間の活動の拡大が、原生的自然の減少や廃棄物の増大など見過ごすことのできない環境問題をもたらしつつある。

環境の恵みは、水、大気、森林等によって構成されている環境が総体として良好に形成されることによって、それぞれの地域で享受されるものであり、環境を守るための地域地域における行動の積み重ねが地球環境の保全につながるものである。私たちは、正に人間が環境の中で生かされているものであり、その環境が人間のみならず、すべての生命の母体であることを深く認識し、環境の保全と創造に向かって、地域からの一歩を力強く踏み出さなければならない。

環境と人間との関係が根源から問い直されている今、人知を結集し、環境の時代の新しい価値観と科学的知見を持ち、先見して、持続的な発展とゆとりのある生活をもたらすより良い環境を守り育て、将来の世代に継承していくことこそ、私たちの世代の最大の責務である。

ここに私たちは、魅力のある可能性の大地、この岩手で、恵み豊かな環境と共生する地域社会を共に築いていくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県民、事業者、県及び市町村の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、県民が豊かな岩手の自然及び文化の中で生かされていることを認識し、恵み豊かな環境と共生する地域社会を構築することを旨として、すべての県民の参加、連携及び協力によって行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、資源としての廃棄物の徹底的な利用、エネルギーの有効利用等が行われる循環型の地域社会が形成されることにより、多様な自然に恵まれた安全で快適な環境が確保され、将来の世代も豊かな環境の恵みを楽しむように行われなければならない。

3 地球環境の保全は、地域における環境の保全に関する活動の集積により成し遂げられることにかんがみ、県民が地球的な見地から地域の環境を考え、及び行動することによって行われなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、その日常生活と環境とのかかわり合いを認識し、環境への負荷の少ない行動に自ら努めるものとする。

2 県民は、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動（以下「環境保全活動」という。）への積極的な参加に努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等による環境への負荷の少ない事業活動に自ら努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(県の責務)

第6条 県は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、広域的な見地から、市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策の総合調整に当たるものとする。

3 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たっては、必要に応じて、国及び他の都道府県と協力するものとする。

(市町村の役割)

第7条 市町村は、当該市町村の地域の特性に応じて、それぞれの立場において、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(相互連携等)

第8条 県民、事業者、県及び市町村は、相互に連携し、及び協力して環境の保全及び創造に努めるものとする。

(年次報告書)

第9条 知事は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにするため報告書を作成し、及びこれを公表しなければならない。この場合においては、当該施策に関する目標の達成の状況を可能な限り明らかにすることに努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

第1節 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

(環境の保全及び創造に関する施策の基本方針)

第10条 県は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の体系的な保全及び創造を図るとともに、野生動植物の保護、地域に固有の生態系の確保その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (2) 資源の採取から廃棄に至る各段階における廃棄物の発生抑制、資源としての再使用及び再生利用並びに適正な処分を図るとともに、資源及びエネルギーの効率的な利用、新エネルギーの利用等を促進すること。

- (3) 公害の防止及び有害な化学物質等による大気、水、土壌等の汚染の防止を図り、安全な環境を確保すること。
- (4) 水と緑に親しむことのできる生活空間及び優れた景観の保全及び創造、公共の場所等の美観の保持並びに周囲の自然と調和した歴史的文化的環境の保全に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を確保すること。
- (5) 水系等により環境に関して密接なつながりを有する地域は、一体的にその環境をとらえるとともに、当該地域の住民の積極的な参加、連携及び協力による環境の保全及び創造を推進すること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第11条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、岩手県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の水準)

第12条 県は、県民、事業者及び市町村の理解及び協力の下に、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進し、環境について高い水準を確保するよう努めるものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

第1節 環境の保全及び創造に関する施策

(県民参加及び情報提供)

第13条 県は、環境基本計画並びに環境の保全及び創造に関する施策の策定への県民の参加について必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境の保全及び創造に資するため、環境の保全及び創造に関する情報の県民への提供について必要な措置を講ずるものとする。

(環境に配慮した施策の策定等)

第14条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境に配慮した事業等の誘導)

第15条 県は、事業者による土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業(以下「事業等」という。)が環境の保全に配慮して行われるよう誘導に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第16条 県は、事業等を行う事業者が、その事業等の実施に当たりあらかじめその事業等に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業等に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

第17条 県は、公害の防止を図るため、その原因となる行為に関し、規制その他の必要な措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関し、規制その他の必要な措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、県は、環境の保全を図るため、規制その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(助成等の措置)

第18条 県は、県民又は事業者による環境の保全について配慮した施設の整備等を促進するため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境美化に関する意識の向上)

第19条 県は、公共の場所等の美観を損なう行為を防止するため、県民の環境美化に関する意識の向上を図るよう努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第20条 県は、青少年をはじめ広く県民及び事業者が環境と人とのかかわり合いについての理解を深めることができるよう、環境に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第21条 県は、県民、事業者又はこれらの者が組織する民間団体が自発的に行う環境保全活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(人材等の育成)

第 22 条 県は、環境の保全及び創造に資する専門的知識を有する人材並びに環境保全活動の指導者の育成について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第 23 条 県は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備を行うものとする。

(科学技術の振興)

第 24 条 県は、国の試験研究機関、大学、民間等との協力の下に、環境に関する科学技術の研究開発の総合的な推進及びその成果の普及について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化的環境の保全)

第 25 条 県は、歴史にはぐくまれた文化的環境の保全について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 2 節 地球環境の保全の推進

(地球環境の保全の推進)

第 26 条 県は、地球環境の保全に関する施策を推進するものとする。

2 県は、国、国際機関等と連携し、海外の地方公共団体その他の団体等との間で環境の保全に関する技術の相互協力を行う等地球環境の保全に関する国際協力に努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 岩手県公害防止条例（昭和 46 年岩手県条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「他の法令に特別の定めがある場合を除くほか」を「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 10 年岩手県条例第 22 号）第 3 条に定める基本理念にのっとり」に改める。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 公害 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第 2 条第 3 項に規定する公害をいう。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 削除

第 9 条及び第 10 条を次のように改める。

第 9 条及び第 10 条 削除

第 11 条の見出しを「(公害の状況の公表)」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条と

する。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第14条を次のように改める。

第14条 削除

3 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第1条中「自然環境の保全の基本理念その他」を「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成10年岩手県条例第22号）第3条に定める基本理念にのっとり」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第4条を次のように改める。

（県等の責務）

第4条 県、市町村、事業者及び県民は、自然環境の適正な保全が図られるよう、それぞれの立場において努めなければならない。

第6条から第10条までを次のように改める。

第6条から第10条まで 削除

附 則（平成11年12月17日条例第79号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

資料3 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

～流域における健全な水環境の確保を目指して～

岩手県では、流域における県民、事業者、県、市町村等の各主体が協働・連携しながら、本県の豊かな水と緑を次の世代に引き継いでいくことを目指して、平成15年10月に「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しました。

本条例では、流域ごとに「流域基本計画」を定めることとし、森林に関する施策、河川等に関する施策、海岸等に関する施策を講じることとしています。

本条例に基づき、毎年7月7日から8月7日の期間を「ふるさとの森と川と海の月間」と定め、イベントなどの普及啓発事業を実施しています。

《 条文 》

岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例 (平成15年10月9日条例第64号)

(目的)

第1条 この条例は、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成10年岩手県条例第22号）第3条に定める基本理念にのっとり、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境保全上健全な水循環の確保に寄与し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に資することを目的とする。

岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第3条に定める基本理念

1. 環境保全創造は、全ての県民の参加、連携、協力によって行わなければならない
2. 資源としての廃棄物の徹底的利用、循環型社会の形成により将来世代も享受できる
3. 県民が地球の見地から地域環境を考え行動すること

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさとの森と川と海の保全及び創造 森林、河川等及び海岸等における多様な自然環境を人の活動と調和を図りながら体系的に保全するとともに、健全な生態系等を維持し、及び回復させ、並びに県民と自然とが共生できる環境をつくりだすことをいう。
- (2) 河川等 河川、湖沼、ため池及び農業用排水路並びにこれらに類するものをいう。
- (3) 海岸等 海岸及び沿岸海域をいう。

(県の責務)

第3条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施

するものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、その日常生活において、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に取り組むよう努めるとともに、県が実施するふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に取り組むよう努めるとともに、県が実施するふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(相互協力)

第6条 県民、事業者及び民間の団体（以下「県民等」という。）並びに県及び市町村は、相互に連携し、及び協力してふるさとの森と川と海の保全及び創造に取り組むよう努めるものとする。

(流域基本計画)

第7条 知事は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図るための施策を総合的かつ計画的に推進するため、流域ごとにふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「流域基本計画」という。）を定めなければならない。

2 流域基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関し、流域の特性に応じた総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、流域ごとのふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、流域基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民等並びに関係する市町村及び国の機関等の意見を聴かなければならない。

4 知事は、流域基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、流域基本計画の変更について準用する。

(森林に関する施策)

第8条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、森林が有する多面的な機能が発揮されるよう、次に掲げる事項を基本的な内容とする森林に関する施策を講ずるものとする。

(1) 県民等の参加による森林の整備及び保全

(2) 豊かな自然環境の再生に向けた森林の整備

(3) 多様で健全な森林の整備及び保全

(4) 森林資源の循環的な利用

(河川等に関する施策)

第9条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、河川等有する多面的な機能が発揮されるよう、次に掲げる事項を基本的な内容とする河川等に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 県民等の参加による河川等の整備及び保全
- (2) 自然環境と調和した河川等の整備及び保全
- (3) 人と水とが触れ合うことができる河川等の整備及び保全

(海岸等に関する施策)

第10条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、海岸等有する多面的な機能が発揮されるよう、次に掲げる事項を基本的な内容とする海岸等に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 県民等の参加による海岸等の整備及び保全
- (2) 自然環境と調和した海岸の整備及び保全
- (3) 沿岸海域における水質の保全並びに干潟及び藻場の保全

(施策の実施に当たっての配慮)

第11条 県は、前3条の施策の実施に当たっては、動植物の生息地又は生育地の確保その他の自然環境の保全に配慮するものとする。

(水質汚濁の未然防止に関する施策)

第12条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、良好な水質が保全されるよう、次に掲げる事項を基本的な内容として、水質汚濁を未然に防止するための施策を講ずるものとする。

- (1) 閉鎖性の高い水域における富栄養化の防止
- (2) 流域の特性に応じた水質汚濁の原因となる物質の排出の抑制
- (3) 水質汚濁を未然に防止するための調査研究

(環境教育の推進)

第13条 県は、県民及び事業者がふるさとの森と川と海の保全及び創造についての理解を深めることができるよう、環境に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第14条 県は、県民等が自発的に行うふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する活動を促進するため、河川の上流地域及び下流地域の住民相互の交流及び連携の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(ふるさとの森と川と海の月間)

第15条 県は、県民の間に広くふるさとの森と川と海の保全及び創造についての関心と理解を深

めるとともに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する活動への積極的な参加を促進するため、ふるさとの森と川と海の月間を設ける。

2 前項のふるさとの森と川と海の月間は、知事が別に定める。

(施策の推進体制)

第16条 県は、流域ごとに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を、県民等並びに関係する市町村及び国の機関と連携して整備するものとする。

(調査研究)

第17条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(施策の評価)

第18条 知事は、流域ごとのふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策の推進状況を的確に把握し、その施策が、流域を一体とした観点から、環境保全上健全な水循環の確保に寄与しているかを評価し、及びその結果を公表するものとする。

(市町村に対する支援)

第19条 県は、市町村がふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、必要に応じ、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国への要請等)

第21条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請し、及び他の地方公共団体に協力を求めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料4 いわたの水を守り育てる条例

《 条文 》

いわての水を守り育てる条例

(平成 20 年 12 月 12 日条例第 73 号)

水は、全ての生物にとって必要不可欠なものであるとともに、有限で代替するものがない貴重な資源です。また、水は、経済社会の健全な発展や私たちの生活の安定向上の基盤であることから、価値ある共有の財産として有効に利用されなければなりません。

しかしながら、近年、世界人口の増加、経済の発展、気候変動等によって、世界の一部地域において水は量的に不足し、質的にも汚染、汚濁などの問題が懸念されており、また、わが国でも平均気温の上昇、降水量の減少などによって渇水などの被害が発生しています。豊富な水資源を有する本県においても、水は上流の水源から海に至るまで汚染、汚濁などの危険にさらされるとともに、気候変動により、将来、水の安定した利用が損なわれることが憂慮される状況となっています。

これまで、私たち県民は、四季を通じてもたらされる水の豊かな恵みを活用して生活を営むとともに、過去に産業活動によって汚染された北上川を清流に戻す取組を行うなど、先人の知恵と努力によりいわての水を守り育ててきました。また、水を活用する中で生み出された文化と伝統は、各地域と水との深い関わりの中で生まれ、継承されてきました。

私たちは、この北上川清流化をはじめとする先人の取組の歴史、そして水に関わる文化や伝統を誇りにし、いわての良質な水の価値を再認識するとともに、水を限りある資源として守らなければなりません。

ここに私たちは、地域の水文化を将来の世代に引き継ぎ、全ての生物が持続的に共存できる良好な水環境と豊富な水資源を守り育てるため、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本県の水を守り育てるための取組について、県、市町村、事業者および県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、水を大切にす
る気運の醸成を図り、もって水環境の保全および水資源の確保に寄与することを目的とします。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるとおりと
します。

- (1) 水環境 河川や湖沼などにおける水質、水量、水生生物、水辺地などの水に関する環境の総体をいいます。

- (2) 雑用水 雨水ならびに事業所および家庭からの排水等を原水として、人の飲用その他これに類する用途以外に利用する水をいいます。
- (3) 水文化 水に関わる祭事、行事、伝統施設、工法、伝統工芸、生活様式などの有形または無形の文化および伝統をいいます。
- (4) 水辺景観 川辺、湖畔、海岸などの水際の地形または空間が生み出す外観をいいます。
- (5) 水環境への負荷 人の活動によって水環境に加えられる影響であって、水環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

(基本理念)

第3条 本県の水を守り育てるための取組は、県、市町村、事業者および県民が相互に連携、協力し信頼関係を築きながら、次に掲げる事項を基本理念として進めます。

- (1) いわたの良質な水は、良好な水環境を保持し、多様な生物の生息空間と生態系を保全することによってもたらされるものであり、人と自然が共生する潤いとやすらぎに満ちた県民生活を維持するうえで欠くことができないため、水環境の保全を図ること。
- (2) 限りある水資源は、本県の地域産業、地域社会の持続的な発展や県民生活の向上にとって重要なものであるため、水資源を確保し、有効に利用すること。
- (3) 県民の共有財産である水資源は、次代を担う子供たちに引き継がれる必要があるため、次世代を中心として県民の水と親しむ機会を拡充することによって、水を大切にする心を育むこと。
- (4) 世界に誇れるいわたの水の価値は、各地域における水文化を保存および継承する活動によって高められてきたものであるため、その価値を再認識し、水文化を引き継いでいくこと。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、いわたの水を守り育てるため、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) 水環境の保全および水資源の確保に関する施策
- (2) 効率的で持続的な水の利用を推進する施策
- (3) 雑用水の利用その他水の再利用（以下「水の有効利用」といいます。）を推進する施策
- (4) 水の価値を再認識するための施策

2 県は、第6条第2項および第7条第2項から第4項までに規定する取組に対し、指導、助言その他の必要な支援を行うものとします。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、その市町村の地域の特性に応じて、それぞれの立場において、水を守り育てるための施策を実施するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、いわたの良質な水の安定した利用が損なわれることが

ないよう、その事業活動において、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとします。

- (1) 水環境への負荷を少なくするための対策
 - (2) 節水型の機器または設備の活用
 - (3) 水の有効利用
- 2 事業者は、その事業活動が水環境に及ぼす影響について必要な情報を地域住民に提供するとともに、地域住民から要望があった場合には、説明および意見交換を行うことにより、その理解を得るよう努めるものとします。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、いわての良質な水の安定した利用が損なわれることがないよう、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとします。

- (1) 洗剤、農薬、肥料などの水環境に配慮した適正な使用
 - (2) 日常生活における節水および水の有効利用
- 2 県民は、水を大切にすることを育むため、日常生活において水の価値について相互に教え、および学ぶとともに、水と親しむ機会を持ち、水環境の保全に関する活動を行うよう努めるものとします。
- 3 県民は、地域に生まれた水文化が持つ高い価値を改めて認識し、その水文化を保存および継承していくよう努めるものとします。
- 4 県民は、森林および水田の持つ水源のかん養、水環境の保全などの役割に関する理解を深め、水源地域が維持されるよう努めるものとします。

(水環境の保全および水資源の確保に関する事業)

第8条 県は、水環境の保全および水資源の確保を図るため、次に掲げる事項を基本的な内容とする事業を推進するものとします。

- (1) 河川などの生態系の維持および多様な生物が生息できる親水空間の創造
- (2) 森林および水田が持つ水源かん養機能の維持および増進
- (3) 都市部の道路または公園における雨水の浸透面の保全および浸透能力の向上

(効率的で持続的な水の利用に関する事業)

第9条 県は、効率的で持続的な水の利用を図るため、次に掲げる事項を基本的な内容とする事業を推進するものとします。

- (1) 生活用水、農業用水、工業用水その他の用水の合理的または効率的な利用
- (2) 地下水および河川水の適切な利用
- (3) 家庭または事業所における節水型の機器または設備の導入促進

(水の有効利用に関する事業)

第10条 県は、水の有効利用を図るため、次に掲げる事項を基本的な内容とする事業を推進するものとします。

- (1) 公共施設における雑用水の利用を図る設備の導入促進

- (2) 公共施設および民間施設における雨水貯留設備の導入促進
- (3) 雑用水の利用を図る設備に関する情報発信および技術の普及
- (4) 温泉水、雪および氷の特性を生かした地域の取組の奨励
- (5) 水の有効利用に関する技術開発および調査研究の推進

(水の価値の再認識のための事業)

第11条 県は、水の価値に関する県民の認識を深め、水を守り育てる意識の高揚を図るため、次に掲げる事項を基本的な内容とする事業を推進するものとします。

- (1) 生態系の調査および保護に関する情報の発信
- (2) 学校および家庭における水の大切さに関する環境学習の奨励
- (3) 県民および事業者が実施する水環境の保全および水資源の確保に関する活動ならびに水の有効利用に関する顕彰
- (4) いわての水の価値、水文化および水質保全活動の歴史に関する情報の発信
- (5) 水辺景観の保全に関する情報の発信

(事業者の自主的な情報提供の促進)

第12条 県は、第6条第2項の規定に基づく情報の提供が促進されるよう、広報、啓発活動その他必要な措置を講じるものとします。

(市町村への支援)

第13条 県は、第5条の規定に基づいて市町村が行う施策について、必要な支援を行うものとします。

(財政上の措置)

第14条 県は、第8条から第11条までに掲げる事業を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

(実施状況の公表)

第15条 知事は、第4条第1項に掲げる施策の実施状況を公表し、広く県民の意見を聴くものとします。

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行します。

資料5 循環型地域社会の形成に関する条例

《 条文 》

循環型地域社会の形成に関する条例 (平成 14 年 12 月 16 日条例第 73 号)

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 6 条の 3)
- 第 2 章 産業廃棄物の自県 (圏) 内処理の原則 (第 7 条—第 9 条)
 - 第 2 章の 2 産業廃棄物の減量等に関する計画 (第 9 条の 2)
- 第 3 章 再生利用の促進 (第 10 条—第 12 条)
- 第 4 章 優良な産業廃棄物処理業者の育成 (第 13 条—第 18 条)
- 第 5 章 許可の取消し等の基準 (第 19 条)
- 第 6 章 廃棄物等の適正処理の促進 (第 20 条—第 21 条)
- 第 7 章 原状回復の確保等 (第 22 条—第 23 条)
- 第 8 章 適正な廃棄物処理施設等の設置等 (第 24 条—第 30 条)
- 第 9 章 雑則 (第 31 条—第 33 条)
- 第 10 章 罰則 (第 34 条—第 36 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 10 年岩手県条例第 22 号）第 3 条に定める基本理念にのっとり、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、循環型地域社会の形成のための施策を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 循環型地域社会 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第 3 条第 2 項の資源としての廃棄物の徹底的な利用、エネルギーの有効利用等が行われる循環型の地域社会をいう。
- (2) 廃棄物等 次に掲げる物をいう。
 - ア 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 1 項の廃棄物をいう。）
 - イ 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用さ

れているものを除く。)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事(以下「建設工事」という。)、農畜産物及び林産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(アに掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)

- (3) 循環資源 廃棄物等のうち有用なものをいう。
- (4) 循環的な利用 循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第4項の循環的な利用をいう。
- (5) 産業廃棄物 廃棄物処理法第2条第4項の産業廃棄物をいう。
- (6) 再生資源 循環資源であって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。
- (7) 産業廃棄物処理業 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分業として行うものをいう。
- (8) 廃棄物処理施設等 廃棄物処理法第8条第1項の一般廃棄物処理施設(以下「一般廃棄物処理施設」という。)、廃棄物処理法第15条第1項の産業廃棄物処理施設(以下「産業廃棄物処理施設」という。)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第2条第13項に規定する解体業又は同条第14項に規定する破砕業の用に供する施設(以下「自動車リサイクル施設」という。)その他規則で定める施設をいう。

(県の責務)

第3条 県は、市町村並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の一部事務組合及び広域連合(以下「市町村等」という。)、事業者並びに県民による廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、自ら率先して廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に努めるものとする。

(市町村等の役割)

第4条 市町村等は、当該市町村等の特性に応じて、それぞれの立場において、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴い生ずる廃棄物について、性状、数量等を把握し、原材料、製造工程等の見直しを図ること、当該廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程を適切に管理すること、当該廃棄物の処理を他人に委託する場合には、当該廃棄物の処理に関し適正な対価を負担するとともに、格付け事業者(産業廃棄物処理業を行う者(以下「産業廃棄物処理業者」という。))であって、第14条第1項第1号の格付けを取得したものをいう。)の積極的な活用を図ること等により、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に積極的に努めなければならない。

2 事業者は、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に関して県が実施

する施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に努めなければならない。

2 県民は、自ら地域の生活環境を保全するため、廃棄物等について不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、遅滞なく、その旨を県又は関係機関に通報するよう努めなければならない。

3 県民は、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に関して県が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条の2 土地（盛岡市の区域にある土地を除く。この項及び次項において同じ。）を所有し、占有し、又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、他人に土地を使用させるときは、廃棄物等の不適正な処理が行われぬよう努めなければならない。

2 土地所有者等（第23条第1項第3号に該当する者を除く。次項において同じ。）は、その所有し、占有し、又は管理する土地において廃棄物等の不適正な処理が行われたことを知ったときは、遅滞なく、その旨を県又は関係機関に通報しなければならない。

3 土地所有者等は、前項に規定する場合は、廃棄物等の不適正な処理を行った者に対し当該不適正な処理をやめるよう求めることその他その土地及び地域に係る生活環境を保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 土地所有者等は、廃棄物の不適正な処理の防止に関して県が実施する施策に協力しなければならない。

(通報に基づく調査等の義務)

第6条の3 知事は、第6条第2項又は前条第2項の規定による通報（次項において「通報」という。）を受けたときは、速やかに、調査その他の必要な措置（次項において「調査等措置」という。）を講じなければならない。

2 知事は、通報をした者から当該通報に係る調査等措置の状況について照会を受けたときは、当該通報をした者に対し、当該調査等措置の状況を回答しなければならない。ただし、情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第7条第1項各号に掲げる情報については、この限りでない。

第2章 産業廃棄物の自県（圏）内処理の原則

(産業廃棄物の自県（圏）内処理の原則)

第7条 事業者は、その事業活動に伴って県内で生じた産業廃棄物の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理に当たっては、循環型地域社会の形成を図るため、当該産業廃棄物の性状等に応じ、県内又は規則で定める圏域において適正に処理するよう努めなければならない。

- 2 県は、前項の処理が円滑に行われるよう、県外において生じた産業廃棄物の秩序ある県内への搬入、産業廃棄物を処理する施設の整備の促進並びに産業廃棄物の処理に関する技術に関する研究開発の推進及びその普及について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県外産業廃棄物の搬入事前協議義務)

第8条 その事業活動に伴い県外において産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者（発生から埋立処分又は再生が終了するまでの一連の処理の行程の途中における産業廃棄物の処分（以下「中間処理」という。）を行う者をいう。以下同じ。）を含む。）は、当該産業廃棄物の処理（収集又は運搬を除く。）を県内で行うため搬入しようとする場合は、別に条例で定めるところにより知事に協議しなければならない。

(産業廃棄物の県外搬出)

第9条 県内の事業活動に伴って生じた産業廃棄物の処理（収集又は運搬を除く。）を県外で行うために搬出しようとする事業者（中間処理業者を含む。）は、当該産業廃棄物について、性状、数量等を把握するとともに、適正に処理するよう努めなければならない。

第2章の2 産業廃棄物の減量等に関する計画

(準多量排出事業者の産業廃棄物の減量等に関する計画)

第9条の2 その事業活動に伴って生じた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物（廃棄物処理法第2条第5項の特別管理産業廃棄物をいう。第20条の3第1項第2号において同じ。）を除く。以下この項及び第22条の2において同じ。）の前年度の発生量が500トン以上である事業場を設置している事業者（廃棄物処理法第12条第7項の多量排出事業者を除く。次項において「準多量排出事業者」という。）は、規則で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、知事に提出しなければならない。

- 2 準多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。
- 3 知事は、第1項の計画及び前項の実施の状況について、規則で定めるところにより、公表するものとする。

第3章 再生利用の促進

(再生資源利用認定製品)

第10条 知事は、再生資源を利用した製品で規則で定める基準に適合すると認められるものを、岩手県再生資源利用認定製品（以下「認定製品」という。）として認定することができる。この場合において、知事は、再生資源を利用した製品の製造又は流通、環境の保全その他再生資源を利用した製品の使用の促進に係る学識経験を有する者及び関係団体に所属する者の意見を聴くものとする。

- 2 再生資源を利用した製品を製造し、又は製造しようとする者であって前項の認定を受けよう

とするものは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他規則で定める書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 製品を製造し、又は製造しようとする事業所の所在地
 - (3) 製品の原材料となる再生資源等の状況
 - (4) 製品の特質
 - (5) その他規則で定める事項
- 3 第1項の規定に基づく認定の有効期間は、認定の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- 4 前項の有効期間の満了後引き続き第1項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認定の更新を受けなければならない。
- 5 前項の認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 6 県は、その事務を処理し、又は事業を実施するに当たり、物品（工事で使用する資材を含む。）を購入し、又は使用する場合において、他の製品と同等の品質であると認められる認定製品があるときは、当該認定製品を優先的に購入し、又は使用するよう努めるものとする。
- 7 県は、規則で定めるところにより、毎会計年度の終了後、当該会計年度における認定製品の購入及び使用の状況を公表するものとする。
- 8 県は、県の行う工事において認定製品を使用する場合には、規則で定めるところにより、当該工事現場の見やすい場所に、当該認定製品の品目、使用量その他規則で定める事項を掲示するものとする。
- 9 県は、認定製品の使用が促進されるよう、県民、事業者及び市町村等に対し、その周知に努めるとともに、市町村等に対し、必要に応じ、認定製品の使用の促進のための技術的助言を行うものとする。

（認定製品の表示）

第11条 前条第1項の認定を受けた者は、規則で定めるところにより、再生資源を利用した製品に当該認定製品であることを表示することができる。

- 2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、認定製品以外の製品については、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第12条 知事は、認定製品が第10条第1項の基準に適合しなくなつたと認めるときその他規則で定める事由に該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

第4章 優良な産業廃棄物処理業者の育成

（産業廃棄物処理業者育成センター）

第13条 知事は、県内の産業廃棄物処理業の経営の健全化を図ることを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人であって、次条第1項の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、県内を通じて1個に限り、産業廃棄物処理業者育成センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2 知事は、前項の規定に基づく指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

第14条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）産業廃棄物処理業者の格付けに関すること。

（2）産業廃棄物処理業者の事故時の対応等に係る保証金に関すること。

（3）前2号の業務に附帯する業務

2 センターは、前項各号に掲げる業務を行うときは、当該業務の開始前に、規則で定めるところにより、当該業務の実施に必要な規程を定め、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（事業計画等）

第15条 センターは、毎事業年度、規則で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、規則で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、知事に提出しなければならない。

（措置命令）

第16条 知事は、センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、センターに対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（報告及び立入検査）

第17条 知事は、第14条第1項各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、センターに対し、当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、当該業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定に基づき立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し)

第 18 条 知事は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第 13 条第 1 項の規定に基づく指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

- (1) 第 14 条第 1 項各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- (2) 指定に関し不正の行為があったとき。
- (3) この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2 知事は、前項の規定に基づき指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第 5 章 許可の取消し等の基準

(許可の取消し等の基準)

第 19 条 知事は、廃棄物処理法第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 14 条第 1 項若しくは第 6 項、第 14 条の 2 第 1 項、第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項、第 14 条の 5 第 1 項、第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 5 第 1 項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が廃棄物処理法又はこの条例若しくはこの条例に相当するものとして規則で定める盛岡市の条例（第 4 項において「盛岡市条例」という。）若しくは県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 74 号。第 4 項において「県外搬入事前協議条例」という。）に違反したときは、規則で定める基準に従い、当該違反行為の内容に応じた点数を記録するとともに、当該許可業者に対しその旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の許可業者の違反行為に応じた点数が規則で定める点数（以下「基準点数」という。）に達し、又は基準点数を超えたときは、規則で定めるところにより、廃棄物処理法第 9 条の 2 第 1 項、第 14 条の 3（廃棄物処理法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第 15 条の 2 の 6 の規定に基づき期間を定めて、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の使用の停止を命じ、若しくはその事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は廃棄物処理法第 9 条の 2 の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 14 条の 3 の 2（廃棄物処理法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第 15 条の 3 の規定に基づき当該許可を取り消すものとする。

3 前項の場合においては、第 1 項の違反行為が行われたことが明らかになった日から起算して過去 1 年以内の違反行為（廃棄物処理法第 9 条の 2 第 1 項、第 14 条の 3 若しくは第 15 条の 2 の 6 の規定に基づく一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止又は廃棄物処理法第 9 条の 2 の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 14 条の 3 の 2 若しくは第 15 条の 3 の規定に基づく許可の取消しの処分の際に点数を加算されたものを除く。）に係る点数を加算するものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、知事が廃棄物処理法に基づく許可又はその取消しを行うに当たっては、廃棄物処理法第 7 条第 5 項第 4 号トに該当する者とする。

- (1) 過去において繰り返し廃棄物処理法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2 又は浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 41 条第 2 項の規定により許可の取消処分を受けた者（廃棄物

処理法第7条第5項第4号ニに該当する者を除く。)

- (2) 第20条第7項、第20条の3第1項若しくは第23条第3項の規定又はこれらの規定に相当するものとして規則で定める盛岡市条例の規定による命令に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 廃棄物処理法、浄化槽法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の6各号に掲げる法令(以下「廃棄物処理法等」と総称する。)の規定、廃棄物処理法等、この条例若しくは盛岡市条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕若しくは勾留されている者
- (4) 廃棄物処理法等、この条例若しくは盛岡市条例若しくは県外搬入事前協議条例の規定又は廃棄物処理法等若しくはこの条例若しくは盛岡市条例に基づく処分に係る違反を繰り返すことにより、行政庁による処分等(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第2号に規定する処分及び同条第6号に規定する行政指導をいう。次号において同じ。)を繰り返し受けた者であつて、廃棄物処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められるもの(第1号及び廃棄物処理法第7条第5項第4号ニに該当する者を除く。)
- (5) 廃棄物処理に係る業務を遂行するに際し、繰り返し法令(廃棄物処理法等を除く。)若しくは条例(この条例及び盛岡市条例並びに県外搬入事前協議条例を除く。)の規定に違反して罰金以下の刑に処せられた者又は行政庁による処分等を繰り返し受けた者であつて、廃棄物処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められるもの
- (6) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号及び次号において同じ。)に対し、同法第9条各号に掲げる行為を行うことを要求し、依頼し、又は唆す等暴力団員を利用している者
- (7) 暴力団員に対して自発的に資金を提供し、又は便宜を供与する者その他直接的又は積極的に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (8) 前各号に定めるもののほか、産業廃棄物の不適正な処理の状況を勘案し、廃棄物処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められる者として規則で定めるもの

第6章 廃棄物等の適正処理の促進

(廃棄物等の適正保管等)

第20条 法令又は他の条例で定める場合を除くほか、廃棄物等の保管、埋設、散布、加工その他規則で定める行為(以下「保管等」という。)を行う者は、当該廃棄物等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭を発散しないように必要な措置を講ずる等生活環境の保全上の支障が生じないよう適正に保管等を行わなければならない。

2 法令又は他の条例で定める場合を除くほか、知事は、生活環境の保全上必要があると認める

ときは、必要な限度において、廃棄物等の保管等若しくは放置をしている者に対し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該廃棄物等の保管等若しくは放置をしている場所に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物等を無償で収去させることができる。

- 3 前項の規定に基づき立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 5 法令又は他の条例で定める場合を除くほか、廃棄物等の保管等又は放置をしている場所及びその周辺から規則で定める基準以上の規則で定める物質が検出され、かつ、当該廃棄物等に起因する蓋然性が高いと認められる場合その他生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあると認められるときは、知事は、当該廃棄物等の保管等又は放置をしている者に対し、水質調査、土壌調査その他掘削等の方法による必要な調査を行うべきことを命ずることができる。
- 6 前項の調査を行った者は、速やかにその結果を知事に報告しなければならない。
- 7 第2項の立入検査又は第5項の調査の結果、生活環境の保全上の支障があると認められるときは、知事は、当該立入検査又は調査に係る廃棄物等の保管等又は放置をした者に対し、期限を定めて、当該廃棄物等の保管方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(屋外に産業廃棄物を保管する場合の記録義務等)

第20条の2 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者(産業廃棄物処理業者その他規則で定める者を除く。)は、屋外において産業廃棄物(規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を保管する場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該保管しようとする土地における産業廃棄物の最大保管量の見込みを把握し、これを記録しておかなければならない。

- 2 前項に規定する最大保管量の見込みが規則で定める量以上である事業者は、規則で定めるところにより、帳簿を備え、当該屋外に保管する産業廃棄物に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(搬入一時停止命令)

第20条の3 法令又は他の条例の規定により廃棄物等の搬入の停止を命ずることができる場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、廃棄物等の保管等又は放置をしている者への命令その他当該廃棄物等の適正な処理を確保するための措置を講ずべきかどうかを判断するために、廃棄物処理法又はこの条例に基づく報告の徴収、立入検査又は調査を行う必要があると認めるときは、知事は、これらの結果が明らかとなるのに要する期間の範囲内で、廃棄物等を搬入しようとする者又は当該廃棄物等の保管等若しくは放置をしている者に対し、当該廃棄物等の保管等又は放置がされている場所への廃棄物等の搬入の停止を命ずることができる。

- (1) 第20条第5項に規定する場合

- (2) 産業廃棄物であることの疑いのある物の保管等又は放置がされ、当該物が産業廃棄物であるとすれば、廃棄物処理法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあっては、廃棄物処理法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しないと認められる場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、廃棄物等の保管等又は放置がされている場所への廃棄物等の搬入が継続されることにより、廃棄物等の適正な処理の確保が困難となると認められる場合
- 2 前項の規定により搬入の停止を命ずることができる期間は、30日を超えることができない。ただし、同項の規定による命令を受けた者が次の各号のいずれかに該当することその他同項の規定による命令を受けた者の責めに帰すべき事由により、当該期間内に同項に規定する報告の徴収、立入検査又は調査の結果が明らかとならなかったときは、知事は、当該期間を延長することができる。
- (1) 廃棄物処理法第18条第1項又はこの条例第20条第2項若しくは第6項若しくは第31条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたこと。
 - (2) 廃棄物処理法第19条第1項又はこの条例第20条第2項若しくは第31条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したこと。
 - (3) 第20条第5項の規定による調査を行わず、又は虚偽の調査を行ったこと。
- 3 知事は、第1項の規定に基づき搬入の停止を命じた期間（前項の規定により当該期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。）内であっても、第1項に規定する報告の徴収、立入検査又は調査の結果、廃棄物等の保管等又は放置について、その適正な処理を確保する上で支障がないと認められるときは、直ちに、当該命令を取り消さなければならない。

(建設資材廃棄物の適正処理)

- 第21条 発注者は、その注文する建設工事について、当該工事により生ずる建設資材廃棄物（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第2条第2項の建設資材廃棄物をいう。以下同じ。）の処理に要する費用を適正に負担するよう努めなければならない。
- 2 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事（以下「対象建設工事」という。）を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、当該工事により生ずる建設資材廃棄物の再生、処分等の完了予定年月日その他規則で定める事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。
- 3 対象建設工事の発注者は、当該工事により生ずる建設資材廃棄物の処理の状況について、その確認に努めなければならない。
- 4 対象建設工事の受注者又は建設リサイクル法第9条第1項の自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、当該工事により生ずる建設資材廃棄物の処理方法等（分別解体を除く。）について、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の7日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 6 知事は、第4項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る事項が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から7日以内に限り、その届出をした者に対し届出に係る事項の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 7 国の機関、地方公共団体又は国の機関若しくは地方公共団体が発注しようとする対象建設工事の受注者は、第4項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。

第7章 原状回復の確保等

(排出事業者等の責務等)

- 第22条 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（当該産業廃棄物が廃棄物処理法第12条第3項の中間処理産業廃棄物である場合にあつては、当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とする。以下「排出事業者等」という。）は、産業廃棄物の運搬又は処分（再生を含む。以下この条において同じ。）を委託しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、受託者が当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることの確認（次項において「適正処理能力確認」という。）を行い、その結果を記録しなければならない。
- 2 前項の排出事業者等は、その産業廃棄物の処分を同項の受託者に1年以上にわたり継続して委託したときは、1年に1回以上、適正処理能力確認を行い、その結果を記録しなければならない。
 - 3 第1項の排出事業者等は、その産業廃棄物の処分を委託したときは、当該産業廃棄物の処分の状況を1年に1回以上実地に確認し、その結果を記録しなければならない。
 - 4 第1項の排出事業者等は、当該委託した産業廃棄物について不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、適正に処理されるための措置を講ずるとともに、知事に対し、その不適正な処理の状況及び講じた措置の内容を報告しなければならない。

(産業廃棄物管理責任者の設置)

- 第22条の2 建設業、製造業その他産業廃棄物の発生の状況を勘案して規則で定める事業を営む事業者であつて産業廃棄物を生ずる事業場（規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を有するものは、当該事業場ごとに、産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、当該事業者が自ら産業廃棄物管理責任者となって管理する事業場については、この限りでない。
- 2 産業廃棄物管理責任者は、産業廃棄物の発生抑制、適正な処理その他規則で定める事項について、必要な注意を行うとともに、事業場において産業廃棄物の発生及び処理に関する業務に従事する者を監督しなければならない。

(不適正処理関与者の責務等)

- 第23条 次に掲げる者は、処理に関与した産業廃棄物について不適正な処理が行われ、又は行わ

れるおそれがあることを知ったときは、第1号又は第2号に掲げる者にあつては当該産業廃棄物の処理を委託した排出事業者等及び知事に対し、第3号に掲げる者にあつては知事に対し、その不適正な処理の状況を報告するとともに、適正に処理されるための必要な措置を講じなければならない。

- (1) 産業廃棄物の収集又は運搬を行った者
 - (2) 産業廃棄物の中間処理を行った者
 - (3) 産業廃棄物の不適正な処理を行った者に当該処理の際に土地を使用させた者
- 2 使用者は、その従業者に対して、前項の報告をし、又は必要な措置を講じたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 知事は、不適正な処理を行った者及び排出事業者等の資力その他の事情からみて、これらの者のみによっては、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずることが困難であり、又は講じても十分でない認めるときは、第1項第1号に掲げる者に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該者が必要な措置を講じたことを明らかにした場合は、この限りでない。

第8章 適正な廃棄物処理施設等の設置等

（廃棄物処理施設等の設置等事前協議）

- 第24条 廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、又は借り受けようとする者（一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設にあつては、廃棄物処理法第8条第1項、第9条の5第1項（廃棄物処理法第15条の4において準用する場合を含む。）若しくは第15条第1項の許可を受けようとする者又は廃棄物処理法第15条の2の4の規定に基づく届出をしようとする者。以下同じ。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。
- 2 廃棄物処理施設等の種類、処理能力その他規則で定める事項の変更（以下「廃棄物処理施設等の変更」という。）をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
- 3 第1項の廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者又は前項の廃棄物処理施設等の変更をしようとする者は、第1項又は前項の協議に先立って、当該廃棄物処理施設等の周辺の居住者その他規則で定める者に対し、当該協議の内容のうち規則で定める事項について、説明会の開催その他の規則で定める方法により説明を行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

（意見聴取）

- 第25条 知事は、前条第1項又は第2項の協議があつた場合は、廃棄物処理施設等の設置、譲り受け若しくは借受け又は廃棄物処理施設等の変更（以下「廃棄物処理施設等の設置等」という。）に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長及び規則で定める事項について専門的知識を有する者に対し、期限を定めて、生活環境の保全上の見地からの意見を聴くことができる。

(通知)

第26条 知事は、第24条第1項又は第2項の協議を受けたときは、その内容を審査した上で、協議が調った旨又は調わなかった旨を当該協議を行った者に通知するものとする。

(勧告及び公表)

第27条 知事は、廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者又は廃棄物処理施設等の変更をしようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、理由を付して廃棄物処理施設等の設置等の中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第24条第1項若しくは第2項の協議をせず、廃棄物処理施設等の設置等に着手し、又は廃棄物処理法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項の許可の申請若しくは廃棄物処理法第15条の2の4の規定に基づく届出をしたとき。
 - (2) 前条の通知を受けないで、廃棄物処理施設等の設置等に着手し、又は廃棄物処理法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項の許可の申請若しくは廃棄物処理法第15条の2の4の規定に基づく届出をしたとき。
 - (3) 前条の協議が調わなかった旨の通知を受けたにもかかわらず、廃棄物処理施設等(一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を除く。以下この号において同じ。)の設置、譲受け若しくは借受け又は廃棄物処理施設等の種類、処理能力その他規則で定める事項の変更に着手したとき。
- 2 知事は、第24条第1項又は第2項の協議の申出をした者が同条第3項の規定による説明を行わないときは、当該者に対し、当該説明を行うべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、前2項の規定に基づく勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 4 知事は、前項の規定に基づく公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者にあらかじめその旨を通知し、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(設置届等)

第28条 第26条の協議が調った旨の通知を受けた者は、当該協議に係る廃棄物処理施設等の設置若しくは廃棄物処理施設等の変更の工事に着手し、当該工事を休止し、若しくは再開し、又は当該協議に係る廃棄物処理施設等を廃止したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める施設については、この限りでない。

(廃棄物処理施設等の構造)

第29条 廃棄物処理施設等の設置等(自動車リサイクル施設に係るものを除く。次条第1項において同じ。)を行う者は、当該廃棄物処理施設等の構造について、次の基準を遵守しなければならない。

- (1) 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- (2) 廃棄物、廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、廃棄物処理施設等において使用する

- る薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (3) 廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
 - (4) 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
 - (5) 廃棄物処理施設等から排水を放流する場合は、その水質を生活環境上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。
 - (6) 廃棄物の受入設備及び処理された廃棄物の貯留設備は、廃棄物処理施設等の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。
 - (7) その他生活環境の保全上必要なものとして、規則で定める技術上の基準に適合していること。
- 2 知事は、廃棄物処理施設等（一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設又は自動車リサイクル施設を除く。次条第2項において同じ。）の構造が、前項に定める基準に適合していないと認めるときは、当該廃棄物処理施設等の設置等を行った者に対して、期限を定めて、必要な改善を命ずることができる。

(廃棄物処理施設等の維持管理)

第30条 廃棄物処理施設等の設置等を行った者は、次の基準に従い、当該廃棄物処理施設等の維持管理をしなければならない。

- (1) 受け入れる廃棄物の種類及び量が当該廃棄物処理施設等の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
 - (2) 廃棄物処理施設等への廃棄物の投入は、当該廃棄物処理施設等の処理能力を超えないように行うこと。
 - (3) 廃棄物が廃棄物処理施設等から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに当該廃棄物処理施設等の運転を停止し、流出した廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
 - (4) 廃棄物処理施設等の正常な機能を維持するため、定期的に廃棄物処理施設等の点検及び機能検査を行うこと。
 - (5) 廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
 - (6) 蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持すること。
 - (7) 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
 - (8) 廃棄物処理施設等から排水を放流する場合は、その水質を生活環境の保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
 - (9) 廃棄物処理施設等の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。
 - (10) その他生活環境の保全上必要なものとして、規則で定める技術上の基準に適合していること。
- 2 知事は、廃棄物処理施設等の維持管理が、前項に定める基準に適合していないと認めるときは、当該廃棄物処理施設等の設置等を行った者に対して、期限を定めて、必要な改善を命ずる

ことができる。

- 3 一般廃棄物処理施設の設置者（廃棄物処理法第8条第1項の許可を受けた者をいう。）及び産業廃棄物処理施設の設置者（廃棄物処理法第15条の2第5項の産業廃棄物処理施設の設置者をいう。第5項及び第6項において同じ。）（次項及び次条第1項において「施設設置者」と総称する。）は、規則で定めるところにより、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の運営に関し、これらの施設における事故の発生を防止するための措置並びに事故が発生した場合における生活環境の保全上の支障の発生及び拡大の防止のための措置その他の必要な措置（次項及び次条第1項において「事故防止等措置」という。）を講じておかなければならない。
- 4 知事は、施設設置者が、事故防止等措置を講じていないと認めるときは、当該施設設置者に対して、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 5 産業廃棄物処理施設の設置者（規則で定める者に限る。次項において同じ。）は、当該産業廃棄物処理施設の周辺の居住者その他規則で定める者（次条第1項において「周辺居住者等」という。）に対し、1年に1回以上、当該産業廃棄物処理施設の運営の状況について、当該産業廃棄物処理施設の運営に関する事項で規則で定めるものを記載した書面その他の資料によって、説明会の開催その他の規則で定める方法により説明を行わなければならない。
- 6 知事は、前項の説明が行われていないと認めるとき又は同項の説明が虚偽の資料を用いる等適切に行われていないと認めるときは、当該産業廃棄物処理施設の設置者に対して、期限を定めて、同項の説明を適切に行うべきことを勧告することができる。
- 7 第27条第3項及び第4項の規定は、第4項及び前項の勧告について準用する。

第9章 雑則

（立入検査等）

- 第31条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者若しくは廃棄物等の処理（保管等を除く。以下同じ。）を行う者に対し、再生資源を利用した製品の製造、廃棄物等の処理、廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理、施設設置者における事故防止等措置若しくは周辺居住者等への説明の状況等に関し、必要な報告を求め、又はその職員に、事務所、事業場若しくは廃棄物処理施設等のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他の必要な物件を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物等は無償で取去させることができる。
- 2 前項の規定に基づき立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導及び助言）

第 32 条 知事は、市町村等、事業者及び県民に対し、この条例の目的を達成するために必要な指導及び助言をすることができる。

(適用除外)

第 32 条の 2 盛岡市の区域については、第 2 章の 2 及び前 3 章の規定は、適用しない。

(補則)

第 33 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

第 10 章 罰則

(罰則)

第 34 条 第 20 条第 7 項、第 20 条の 3 第 1 項又は第 23 条第 3 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(過料)

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 11 条第 2 項の規定に違反した者
- (2) 第 20 条第 2 項若しくは第 6 項又は第 31 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第 20 条第 2 項又は第 31 条第 1 項の規定に基づく立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (4) 第 20 条第 5 項、第 21 条第 6 項、第 29 条第 2 項又は第 30 条第 2 項の規定に基づく知事の命令に違反した者

(両罰規定)

第 36 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(再生資源利用認定製品の認定に関する経過措置)

- 2 岩手県再生資源利用認定製品認定制度実施要綱(平成 14 年岩手県告示第 911 号の 2)第 3 第 1 項の規定に基づきされた認定は、第 10 条第 1 項の規定に基づきされた認定とみなす。

(対象建設工事に関する経過措置)

- 3 第 21 条及び第 31 条の規定は、この条例の施行前に締結された請負契約に係る対象建設工事又はこの条例の施行の際既に着手している対象建設工事については、適用しない。

(廃棄物処理施設等に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に設置されている廃棄物処理施設等（変更に係る部分を除く。以下同じ。）については、第 24 条から第 29 条までの規定は、適用しない。
- 5 この条例の施行前に廃棄物処理に関する指導要綱（平成 2 年 5 月 29 日公告）第 7 第 1 項による協議に係る廃棄物処理施設等で当該協議が調ったものについては、第 24 条から第 29 条までの規定は、適用しない。
- 6 この条例の施行の際現に行われている廃棄物処理に関する指導要綱第 7 第 1 項の協議は、第 24 条第 1 項の協議とみなす。

(検討)

- 7 知事は、この条例の施行後 5 年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成 15 年 10 月 9 日条例第 65 号）

この条例は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 7 月 12 日条例第 44 号）

- 1 この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 24 条及び第 27 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定による協議が調った廃棄物処理施設等（この条例による改正後の第 2 条第 8 号に規定する自動車リサイクル施設に限る。以下同じ。）の設置、譲受け若しくは借受け又は変更については、この条例による改正後の第 24 条から第 28 条までの規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に行われている廃棄物処理施設等に係るこの条例による改正前の第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定による協議は、この条例による改正後の第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定による協議とみなす。

附 則（平成 17 年 7 月 11 日条例第 52 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 10 月 19 日条例第 58 号）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 12 月 18 日条例第 71 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 17 日条例第 50 号）

この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

資料6 新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例

《 条文 》

新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例

(平成 15 年 3 月 19 日条例第 22 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 10 年岩手県条例第 22 号）第 3 条に定める基本理念にのっとり、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、エネルギー自給率の向上及び地球温暖化防止等の地球環境の保全を図り、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新エネルギー 次に掲げるエネルギーをいう。

ア 太陽光を利用して得られる電気

イ 風力を利用して得られる電気

ウ 水力を利用して得られる電気

エ 波力を利用して得られる電気

オ 地熱又はこれを利用して得られる電気

カ バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用できるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。以下同じ。）を原材料とする燃料又はバイオマス若しくはバイオマスを原材料とする燃料を利用して得られる熱若しくは電気

キ 再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項の再生資源をいう。）を原材料とする燃料又はこれを利用して得られる熱若しくは電気

ク 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律第 2 条第 2 項の副産物をいう。）のうち有用なものであって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性があるもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）を利用して得られる熱又は電気

ケ 燃料電池を利用して得られる電気

コ 天然ガス、メタノール又は電気を利用して得られる動力であって自動車に利用されるもの

サ 太陽熱

シ 雪又は氷（冷凍機器を用いて生産したものを除く。以下同じ。）を熱源とする熱

ス 海水、河川水その他の水を熱源とする熱

セ 工場、変電所等から排出される熱その他の熱を利用して得られる熱

ソ 発電と同時に得られる熱

(2) 省エネルギー エネルギーの使用の合理化をいう。

(3) 新エネルギーの導入 新エネルギーを得るため、又は利用するため必要な設備の整備等を行うことにより、新エネルギーを使用することをいう。

(県の責務)

第3条 県は、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、市町村が新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、必要に応じ技術的な助言及び連絡調整その他の支援を行うものとする。

3 県は、その施設の建設及び維持管理その他事業の実施に当たっては、自ら率先して新エネルギーの導入及び省エネルギーを推進するものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、その日常生活において、新エネルギーの導入及び省エネルギーを推進することにより、環境への負荷（岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第2条第2項の環境への負荷をいう。以下同じ。）が少ない生活様式の実現に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において、新エネルギーの導入及び省エネルギーを推進することにより、環境への負荷が少ない事業活動に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策に協力しなければならない。

(電気事業者の責務)

第6条 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号の一般電気事業者、同項第6号の特定電気事業者及び同項第8号の特定規模電気事業者は、それぞれの立場において可能な限り、太陽光、風力等による発電を行い、及び太陽光、風力等を利用して得られる電気を買取るよう努めなければならない。

(相互協力)

第7条 県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体並びに県及び市町村は、相互に連携を図りながら協力して新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に努めるものとする。

(基本方針)

第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 自然的条件及び社会的条件を勘案し、本県の地域の特性に応じた新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進を図ること。
- (2) 自然環境、生活環境及び景観の保全並びに生物の多様性の確保に配慮し、恵み豊かな環境と調和した新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進を図ること。
- (3) 県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体並びに市町村と対等な立場に立ち、連携を図りながら協力して新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進を図ること。

(基本計画)

第9条 知事は、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関し、本県の地域の特性に応じた総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体並びに市町村の意見が反映されるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(学習の推進及び普及啓発)

第10条 県は、県民及び事業者が新エネルギーの導入及び省エネルギーの必要性についての理解を深めることができるよう、エネルギーに関する学習の推進及び知識の普及啓発について必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第11条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う新エネルギーの導入及び省エネルギーに関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、事業者が自発的に行う環境の保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成、その計画の実施等からなる環境管理の活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に配慮した地域社会の形成)

第12条 県は、県民の日常生活における公共交通機関の利用、自転車の使用等を促進し、環境の保全に配慮した地域社会の形成が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地域資源の活用)

第13条 県は、風力、地熱、バイオマス、雪、氷等の地域の資源がエネルギー源として可能な限り活用されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に配慮した事業の誘導)

第14条 県は、事業者による新エネルギーの導入及び省エネルギーに関しての土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業が環境の保全に配慮して行われるよう誘導に努めるものとする。

(研究開発等の促進及び関連産業の振興)

第15条 県は、新エネルギー及び省エネルギーに関する技術の研究開発及び実用化を促進し、並びに新エネルギー及び省エネルギーに関連する産業の振興が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(表彰等)

第16条 県は、新エネルギーの導入及び省エネルギーに関し特に先進的又は先導的な取組を行っている者に対し、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査等)

第17条 知事は、新エネルギーの導入及び省エネルギーの状況について毎年度調査し、公表するものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進を図るため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料7 いわて環境王国宣言

2008年11月1日(土)の「いわて環境王国展」において、達増知事は、岩手県民を代表して、素晴らしい自然環境と人間が共に共生する「環境王国」を目指す思いを、「いわて環境王国宣言」として発表しました

~~~~~

### 《 宣言内容 》

#### 「いわて環境王国宣言」

ここ岩手の地に生きる私たちは、緑豊かな奥羽山脈や北上高地、母なる北上川や雄大な三陸の海などの大自然の中で、その恵みを存分に受けています。

この岩手の素晴らしい自然環境は、先人の知恵と努力により守り育てられてきました。

岩手の人々は、はるか縄文の時代から、花や木などの植物や、魚や鳥などの動物、山や森、川、海といった自然を敬い、大切にしながら生活し、生産活動を営み、自然との共生の文化を築いてきました。

こうした自然の中で生かされているという価値観は、あらゆる生命を尊ぶ平和と環境の都であった平泉の文化や、岩手の資源や風土との触れ合いから生まれた伝統芸能、そして、宮沢賢治の文学をはじめとした多くの文化芸術に受け継がれています。

温暖化がもたらす深刻な影響が地球規模で明らかになってきている今、岩手に生きる私たちには、古くから受け継がれてきた自然との共生という価値観を大切にし、未来に向かって、恵み豊かな環境と人間の営みが両立し、幸せを実感できる社会を築き、引き継いでいく使命があります。

宮沢賢治がイーハトーヴと呼んだこの岩手は、限りない希望と可能性の大地です。

私たちは、すべての人々の幸せを願い、豊かな自然と共生していくという価値観を未来に引き継ぎ、世界に発信するとともに、この地に「環境王国」を実現することを目指して行動することを誓い、ここに宣言します。

平成20年11月1日

岩手県民を代表して 岩手県知事 達増 拓也

## 資料8 岩手県人口ビジョン

---

岩手県では、長年にわたり人口減少を県政の重要課題として捉え、その対策に取り組んできました。2014年には、庁内に設置した人口問題対策本部（本部長：岩手県知事）において、1年間人口減少問題に関する議論を重ね、2014年9月には「人口問題に関する中間報告」を公表し、2015年3月に「人口問題に関する報告」をとりまとめました。

この間、2014年5月には、民間有識者団体日本創成会議・人口減少問題検討分科会において「ストップ少子化・元気戦略」が公表され、2014年7月には、全国知事会において「少子化非常事態宣言」が決議されるなど、人口減少は、全国的な課題として大きく取り上げられてきました。

こうした中、国においては、2014年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、2014年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するなど、人口減少、地方創生に対して国を挙げて取り組むこととされました。

本ビジョンは、まち・ひと・しごと創生法に基づき、岩手県ふるさと振興総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を策定するに当たって、これまでの本県の人口の現状等を分析し、今後の人口の展望を示すものです。

## 岩手県人口ビジョンの概要

○「岩手県人口ビジョン」…本県における人口の現状を分析し、今後の人口の展望を示すもので、2040年、及びその先の超長期的な展望を示します。

### ◎ ふるさと振興の展開

人口減少は、地域の活力を失わせ、ふるさと岩手の存続が危惧される切迫した現実です。人口減少を引き起こす様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に、「住みにくさ」を「住みやすさ」に、「学びにくさ」を「学びやすさ」に、「働きにくさ」を「働きやすさ」に、「結婚しにくさ」を「結婚しやすさ」に転換していくとともに、国が掲げる「東京一極集中」の是正に呼応し、岩手への新しい人の流れを生み出す「ふるさと振興」を積極的に展開していきます。

### ■ ふるさと振興の3つの柱

「岩手で働く」、「岩手で育てる」、「岩手で暮らす」の3つの柱でふるさと振興を進めます。

#### 岩手で働く

① やりがいと生活を変える所得が得られる仕事を創出し、岩手への新たな人の流れの創出を目指します。

国が掲げる東京一極集中の是正に呼応し、若者が仕事に求めるやりがい、満足に生活するための所得の向上により、より生きがいを感じる、働きやすい、住みやすい岩手を実現し、若者をはじめ多くの方が岩手に向かう人の流れを生み出していく必要があります。

#### 岩手で育てる

② 社会全体で子育てを支援し、出生率の向上を目指します。

子育てに関する恵まれた家庭環境や、岩手が持つ豊かな自然、安全・安心な食など、子育てに適した環境を更に伸ばしながら、就労や出会い、結婚、妊娠・出産、子育てを支援し、中長期的に人口置換水準まで出生率の向上を図っていく必要があります。

#### 岩手で暮らす

③ 医療・福祉や文化、教育など豊かなふるさとを支える基盤の強化を進め、地域の活力向上を目指します。多くの県民が、岩手でふるさとへの思いにあふれ、心豊かに安心して暮らしていくことが出来るよう、地域の魅力を最大限に高めしていく必要があります。

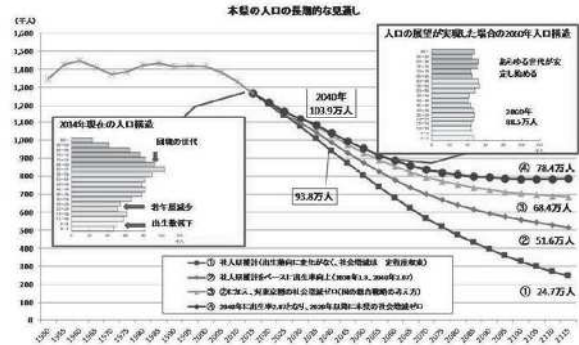
### ■ ふるさと振興の10の基本姿勢

国の総合戦略に掲げられた政策5原則「自立性」、「将来性」、「地域性」、「直接性」、「結果重視」を踏まえながら、岩手独自の10の基本姿勢で、3つの柱を強力に推進します。

- |                                    |                                                |
|------------------------------------|------------------------------------------------|
| ① 岩手の人口減少を認識し、将来への危機感をつける          | ⑥ 地域に根ざした産業を生かした産業で地域経済を振興する                   |
| ② 被災者一人ひとりに寄り添い東日本大震災以降からの復興を推進する  | ⑦ 若者と女性の力で岩手の将来を切り拓く                           |
| ③ 復興の中で得られた様々なつながりやまなびを、新たな発想で継承する | ⑧ 社会全体で出会い、結婚、妊娠・出産、子育てを支援する                   |
| ④ 小さな地域の小さな取組を尊重する                 | ⑨ 高齢者の元気があらゆる世代の活力を引き出し、人々が共に生き生きと暮らす地域づくりを進める |
| ⑤ 「ローカル経済」を振興する                    | ⑩ 地域社会のあらゆる力を結集し、県民総参加で人口減少に立ち向かう              |

### ◎ 人口の展望

- 仮に、合計特殊出生率が人口置換水準である2.07まで向上しても、県からの転出が県への転入を上回る社会減の状況が続く限り、本県の人口は2115年以降も減少を続けます。(下図①～③)
- 活力ある岩手であり続けるために、人口減少に歯止めをかけ、超長期的な人口増の可能性も視野に、2040年に100万人程度の人口を確保します。(下図④)
- 2040年以降においても、合計特殊出生率や社会増減が安定を確保すると、2060年には、あらゆる世代の人口が安定し始め、2110年頃には、岩手県の人口は80万人になると見込まれます。



### ■ 「人口の展望」が実現した場合の岩手県の姿

- 岩手で、子どもからお年寄りまで、あらゆる世代が生き生きと暮らす  
人口は2040年以降も減少しますが、2060年頃には、あらゆる世代の人口が安定し始めます。こうした人口構造は、その後の将来人口の安定にもつながり、持続可能な岩手の実現が期待されます。
- 県外とつながり、新しい発想に岩手があふれる  
東日本大震災津波からの復旧・復興を成し遂げ、その過程で生まれた「つながり」が県内各地に根を張り、内外の新たな発想と力で岩手県の更なる発展が期待されます。
- 地方が主役になる日本の姿が岩手で実現する  
子育てをする若い世代が地方で働き、地方で子育てすることが当たり前になる「地方が主役になる社会」が岩手で実現することが期待されます。

### 超長期的な人口展望

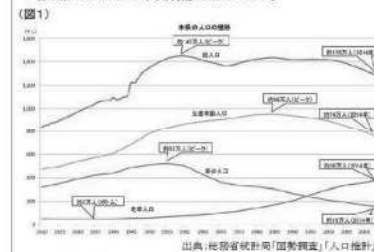
中長期的に、岩手県の政策的な目標は、岩手の活力を低下させる社会減を抑制し、転出・転入を均衡させるとともに、国を挙げて結婚支援や子育て支援により、出生率の向上を図ることです。一方、国立社会保険・人口問題研究所の調査では、夫婦の理想子ども数は2.42人です。除外圏には、理想の子ども数が2人を下回る国もあつた中、日本、岩手にはまだ大きな希望があります。本県において、出生率が人口置換水準を上回り、仮に2.3程度(注)まで向上すると仮定した場合、本県の人口は、2095年に上昇局面を迎えます。(注)出生率2.3は、全国平均の出生率が2.0程度であった1960年当時における本県の出生率。

## 岩手県における人口の現状と分析

### ○岩手県の人口の現状

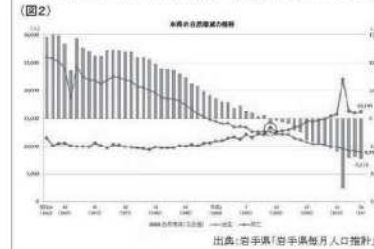
#### 1 長期的な人口の推移

・岩手県の人口は1997年以降減少し続けています。



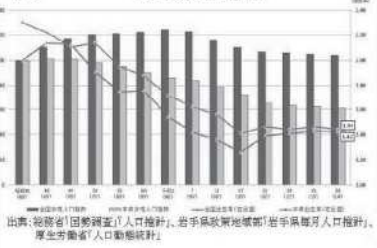
#### 2 人口減少のメカニズム(自然減)

- ・1999年以降、死亡数が出生数を上回る「自然減」の状況にあり、若年女性の減少と出生率の低下が原因となっています。
- ・出生率低下の背景には、未婚化・晩婚化の進行があります。

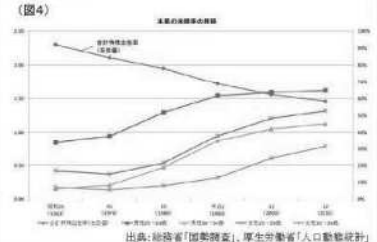


・若年女性は、全国的には減少していませんが、岩手県では減少し続けています。

・合計特殊出生率は、1.44と人口置換水準を割り込んでいます。

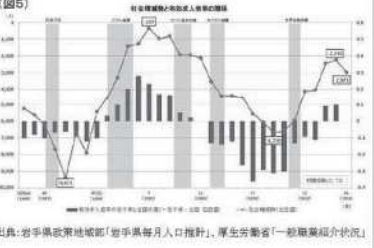


- ・男女とも、未婚率が上昇しています。
- ・特に男性の未婚率が高く、29歳までは6割、34歳までは4割を超えています。

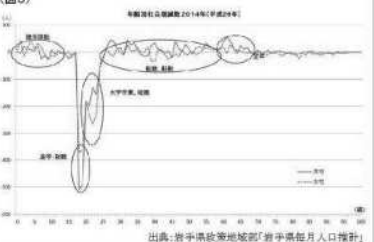


#### 3 人口のメカニズム(社会減)

・人口の社会減は、雇用情勢と関係が深く、本県の有効求人倍率が全国平均を上回ることで社会減が縮小し、全国平均を下回ると社会減が増大する傾向があります。



・人口の社会減は、進学期、就職期の若者の転出による影響が大きく、特に就職期の女性の転出が多くなっています。



### ○人口減少に伴う課題

- |                                                                  |                                                                 |                                                         |
|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 1 地域経済への影響<br>生産年齢人口の減少により、労働力不足と生産量(生産)の低下が懸念される。               | 3 教育・地域文化への影響<br>児童・生徒の減少により、学校教育や地域の文化継承への影響が懸念される。            | 5 地域コミュニティへの影響<br>高齢と高齢化の進行により、自助機能の低下が懸念され、補填の必要性が高まる。 |
| 2 地域医療、福祉・介護への影響<br>後期高齢者の増加により医療、福祉・介護の需要増加が見込まれる一方、人材流出も懸念される。 | 4 地域公共交通への影響<br>利用者の減少に伴う経営上の影響が見込まれる一方、高齢者の増加により必要性が高まると見込まれる。 | 6 県・市町村の財政への影響<br>経済規模が縮小した都合、徴収額と財政の硬直化が懸念される。         |

【問い合わせ先】  
岩手県庁 政策地域部  
政策推進室 政策担当  
TEL 019-629-5508  
FAX 019-629-5254  
E-mail AA0001@pref.iwate.jp

### 1 本戦略の位置づけ

岩手県の人口は1997年以降減少を続け、2014年は128万人と、ピークであった1985年と比べ、12%減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、岩手県の人口は今後も減少を続け、2040年には、93万8千人になることが見込まれ、その後も人口減少は止まらないため、2115年には24万人まで減少すると推計されます。

しかしながら、この推計は、いわば何ら対策を講じず、現状がこのまま継続することを前提としています。

岩手県人口ビジョンでは、人口減少を引き起こす様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に、「住みにくさ」を「住みやすさ」に、「学びにくさ」を「学びやすさ」に、「働きにくさ」を「働きやすさ」に、「結婚しにくさ」を「結婚しやすさ」に転換していくとともに、岩手への新たな人の流れを生み出す「ふるさと振興」を積極的に展開し、2040年には100万人程度の人口を確保するよう展望しました。

この推計では、2115年には80万人程度の定常状態を迎えますが、超長期的には人口増の可能性を視野に入れていくものです。

本戦略は、まち・ひと・しごと創生法第9条の規定に基づき、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して策定するものであり、岩手県人口ビジョンを踏まえ、人々の希望の実現を図るために、ふるさとを振興し、人口減少に立ち向かうための基本目標を定めるとともに、今後5年間の主な取組方向や具体的な施策、数値目標を示すものです。

### 2 計画の期間

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と合わせ、平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの5年間とします。

### 3 いわて県民計画との関係

いわて県民計画は、県政全般にわたる政策や施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めている計画です。これに対し、本戦略は、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、人口減少に歯止めをかけることを目的に策定するものであり、県政全般を対象としたいわて県民計画の関係する分野を展開するための戦略と位置づけられるものとなります。

### 4 県民総参加の取組

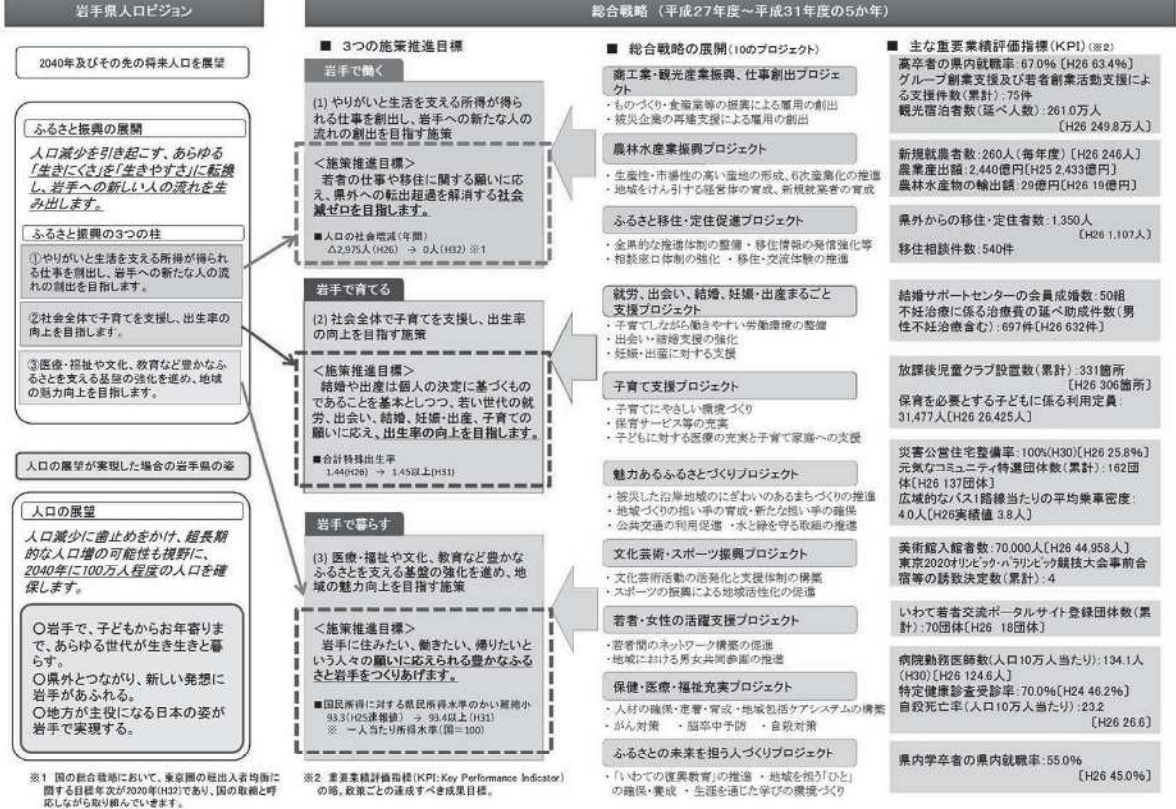
ふるさと振興は、県のみではなく、市町村、県民や企業、NPOの方々と共に考え、県民総参加で取り組んでいく必要があります。

岩手県では、いわて県民計画をはじめ各種の計画等において、地域社会を構成するあらゆる主体が総力を結集していくという「地域経営」の考え方に基づく取組を進めており、ふるさと振興においても、産学官金労言の県内のあらゆる主体が、一体となって人口減少に立ち向かっていくことが重要です。

このような考えに基づいて、県は、人口減少は県民全体の問題であることなどの周知を図り、様々な機会を通じて意見交換を行い、民間事業者や関係団体などとの協働を進めながら、県民総参加の取組としてふるさと振興に取り組んでいきます。

# 岩手県ふるさと振興総合戦略の概要

「岩手県ふるさと振興総合戦略」…岩手県人口ビジョンを踏まえ、ふるさとを振興し、人口減少に立ち向かうための基本目標を定めるとともに、今後5年間の主な取組方向や具体的な施策、数値目標等を示しています。



## ■ 県民総参加の取組

| 若手で働く                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 若手で育てる                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 若手で暮らす                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>高工業・観光産業振興、仕事創出プロジェクト</b></p> <p>県以外の主体 (企業・事業者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新事業及び経営革新への取組、販路の開拓</li> <li>・海外市場進出、買手ノウハウの習得、実践(産業支援機関等)</li> <li>・中小企業の経営力向上に向けた取組支援</li> <li>・買手相談への対応、買手情報の提供</li> </ul> <p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業の経営革新計画策定への支援</li> <li>・創業セミナーの開催や事業計画の策定支援</li> <li>・物産展、商談会開催など販路開拓に係る事業の企画・実施</li> </ul> | <p><b>就業、出会い、結婚、妊娠・出産までサポートプロジェクト</b></p> <p>県以外の主体 (医療機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周産期医療機関等との機能分担と連携の推進</li> <li>・「いいきいき岩手」結婚サポートセンターの設置・運営</li> <li>・県及び市町村が実施する施策への協力 (県民・NPO等)</li> <li>・健康やかな妊娠・出産のための正しい知識の普及啓発</li> </ul> <p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いいきいき岩手」結婚サポートセンターの運営支援</li> <li>・若者の出会い・結婚に関する広域的な施策の実施</li> <li>・期産助産師の確保</li> <li>・市町村が実施する妊産婦支援に関する施策の調整</li> <li>・不妊に係る夫婦への総合的な支援の充実</li> </ul>                                                                                                    | <p><b>魅力あるふるさとづくりプロジェクト</b></p> <p>県以外の主体 (企業・団体・県民等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画や復興まちづくり計画への住民参加</li> <li>・地域コミュニティ活動への参画</li> </ul> <p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の住宅再建等への支援</li> <li>・地域コミュニティ活動を担う人材の育成</li> </ul>                                             |
| <p><b>農林水産業振興プロジェクト</b></p> <p>県以外の主体 (企業・団体・生産者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6次産業化の実践・連携・協力、交流・商談会等への参加</li> <li>・安全・安心・高品質な農林水産物の生産</li> <li>・農林水産業の経営者の育成、新規就業者の受け入れ</li> </ul> <p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6次産業化の実践サポート、取組拡大の支援、交流・商談会の提供及び拡充</li> <li>・農林水産業の担い手確保</li> <li>・農林水産業の生産性、収益性の向上に向けた技術開発と普及</li> </ul>                      | <p><b>子育て支援プロジェクト</b></p> <p>県以外の主体 (子ども・子育て支援機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な知識・経験を生かした子育て支援の実施 (企業・団体)</li> <li>・仕事と子育てが両立できる職場環境の整備</li> <li>・県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策への協力 (県民・NPO等)</li> <li>・地域力を活かした子育て支援活動の実施</li> <li>・児童の健全育成活動の実施</li> </ul> <p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若手県子ども・子育て会議による子ども・子育て支援事業支援計画の適切な進行管理</li> <li>・教育・保育の確保対策等に関する技術的助言の実施</li> <li>・保育従事者等の確保に向けた取組の実施</li> <li>・子育てに関する施設整備や運営に対する支援</li> <li>・子育てにやさしい職場環境づくりに向けた総合的な施策の展開</li> <li>・ワークライフバランス(仕事と生活の調和)に関する総合的な施策の実施</li> </ul> | <p><b>文化芸術・スポーツ振興プロジェクト</b></p> <p>県以外の主体 (企業・団体・県民等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術活動・音楽、文化芸術活動への支援</li> <li>・地域スポーツ活動への積極的な参加</li> </ul> <p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術振興施策の総合的策定・実施</li> <li>・ラグビーワールドカップ2019の開催準備</li> </ul>                                     |
| <p><b>ふるさと移住・定住促進プロジェクト</b></p> <p>県以外の主体 (企業・NPO・県民等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移住者受け入れ環境の整備</li> <li>・就職面接会等(1-on-1)就職希望者と企業のマッチング機会の提供</li> <li>・移住者のサポート</li> </ul> <p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移住推進体制及び買手層等での相談窓口の整備</li> <li>・実地的な情報発信</li> <li>・市町村の取組支援</li> <li>・中小企業への県外の業務経験豊富な中核人材のお試し就業の受け入れ</li> </ul>                        | <p><b>若者・女性の活躍支援プロジェクト</b></p> <p>県以外の主体 (若者団体・企業・NPO等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組を行わなければならないサポート</li> <li>・ワークライフバランスを推進するための就労環境整備</li> </ul> <p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者団体自ら実施する事業の支援</li> <li>・審議会等政策決定過程への女性の参画促進</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p><b>保健・医療・福祉充実プロジェクト</b></p> <p>県以外の主体 (団体・企業・県民・NPO等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療を支える県民運動の取組</li> <li>・いわて循環・連携の日に伴う循環等の取組</li> </ul> <p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師をはじめとした医療従事者の養成・確保</li> <li>・地域包括ケアの構築に取組む市町村への支援</li> <li>・脳卒中死亡全数(国平均)1割以上の取組実施</li> </ul> |
| <p><b>ふるさとの未来を担う若づくりプロジェクト</b></p> <p>県以外の主体 (学校・家庭・地域等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いわての復興教育の推進</li> <li>・国際理解教育の推進</li> <li>・学校教育への参画・協働</li> </ul> <p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的理由で修学困難な高校生等への支援</li> </ul>                                                                                                                              | <p><b>若者・女性の活躍支援プロジェクト</b></p> <p>県以外の主体 (若者団体・企業・NPO等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組を行わなければならないサポート</li> <li>・ワークライフバランスを推進するための就労環境整備</li> </ul> <p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者団体自ら実施する事業の支援</li> <li>・審議会等政策決定過程への女性の参画促進</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p><b>ふるさとの未来を担う若づくりプロジェクト</b></p> <p>県以外の主体 (学校・家庭・地域等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いわての復興教育の推進</li> <li>・国際理解教育の推進</li> <li>・学校教育への参画・協働</li> </ul> <p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的理由で修学困難な高校生等への支援</li> </ul>                                                         |

| 国を挙げて取り組むべきこと                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 総合戦略の推進と市町村との協働                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○ 社会連帯型として、地方重視の経済財政政策を実施することや、自然連帯型として、高水準の社会保障制度、出産子育て支援体制をつくることなど、地方を重視した施策を推進することが必要です。</p> <p>＜社会連帯型(主なもの)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方重視の経済財政政策の実施</li> <li>・地方への移住・定住の促進</li> <li>・高等教育機関の地方分散、支援の充実</li> <li>・雇用環境の改善</li> </ul> <p>○ 国による政府関係機関の地方移転について、岩手県では次のとおり、提案を行っています。</p> <p>① 防災科学技術研究所(災害リスク研究ユニット): 提案地区 大船渡市・陸前高田市</p> <p>② 森林技術総合研究所: 提案地区 北上市・久慈市</p> <p>③ 国立文化財機構: 提案地区 一関市</p> <p>④ 森林研究所の55 研究部門: 提案地区 二戸市</p> <p>⑤ 水産総合研究センター養殖部門: 提案地区 山田町</p> | <p>○ 「地域経営」の考え方で本戦略に定めた取組を着実に推進するとともに、効果を検証し、見直しを行っていくための、PDCAサイクルを構築します。</p> <p>○ 戦略の進捗管理に当たっては、マネジメントサイクルを確実に機能させることによって、戦略の実効性を高めることが必要です。</p> <p>○ 本県内では、全ての市町村が平成27年度中に地方版総合戦略を策定する予定です。ふるさと振興は、地域づくりを担う市町村との連携が不可欠であり、県は市町村総合戦略の取組と一体となって、対策に取り組んでいく必要があります。</p> <p>○ 引き続き、県・市町村人口問題連絡会等を通じ、幅広く意見交換を行っていくとともに、市町村との連携を十分に密なものとし、県・市町村の総合戦略で掲げる施策が効果的に実施されるよう進めていきます。</p> |

### 1 計画策定の趣旨

岩手県では、高度成長期から昭和50年代を中心に社会情勢や県民ニーズの変化に対応して、数多くの公共施設等を建設し、各種の公共サービスを提供してきました。現在、これら公共施設等の老朽化が進んでおり、今後、大量に大規模修繕・更新の時期を迎え、多額の経費が必要となることを見込まれます。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により被災した、海岸保全施設や漁港施設などの施設について、現在、各地で復旧・復興工事が進められている状況にあり、今後、施設数の増加や機能向上による維持・更新等に係る経費の増加が見込まれます。

一方で、人口減少・少子高齢化の進行等により公共施設等の利用需要も大きく変化しつつあり、また財政面では、将来的な税収の減少、社会保障関係費等の増加などにより、今後とも厳しい財政状況が続くものと見込まれています。

近年、中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故など施設の老朽化等による重大な事故が発生し、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっていますが、平成25年11月に国の関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」を受け、地方公共団体は、保有するすべての公共施設等を対象に、中長期的な取組の基本方針を定める「公共施設等総合管理計画」を策定することとされました。

こうした状況を踏まえ、早急に公共施設等の全体状況を把握し、計画的な更新や長寿命化、施設配置の最適化により、財政負担の軽減・平準化を図るなど長期的な視点に立った公共施設等マネジメントの取組を推進するため、「岩手県公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

### 2 計画の位置付け

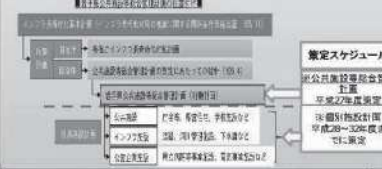
本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画に当たるもので、平成26年4月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を踏まえ、県が保有する個々の公共施設等の個別施設計画の上位計画として策定するものであり、本県の公共施設等管理に関する基本計画として位置付けられるものです。

岩手県公共施設等総合管理計画の概要

第1章 はじめに

**1 計画策定の趣旨**  
 公共施設等の全体状況を把握し、計画的な更新や長寿命化、施設配置の最適化により、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、長期的な視点に立つた公共施設等マネジメントの取組を推進するため、「岩手県公共施設等総合管理計画」を策定するものです。

**2 計画の位置付け**  
 本計画は、国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、行動計画に当たるもので、本県の公共施設等管理に関する基本計画として位置付けられるものです。



第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共施設等の現況

高度成長期から昭和50年代を中心に集中的に整備し、今後、老朽化の進展に伴い、大規模修繕・更新の時期を迎える多数の施設を保有しており、今後多額の経費が必要となることが見込まれます。

**(1) 公共施設**

| 施設種別(用途) | 施設数(棟数) | 延床面積(㎡)    | 30年以上経過施設の割合(%) |
|----------|---------|------------|-----------------|
| 庁舎等      | 2,038棟  | 764,032㎡   | 4%              |
| 施設利用     | 717棟    | 348,474㎡   | 2%              |
| 施設管理     | 776棟    | 401,205㎡   | 1%              |
| 施設保全     | 2,174棟  | 1,044,845㎡ | 3%              |
| 合計       | 5,705棟  | 2,558,556㎡ | 3%              |

※主要な公共施設の整備年度・延床面積

| 施設種別(用途) | 整備年度    | 延床面積(㎡)   |
|----------|---------|-----------|
| 庁舎等      | 平成10年前後 | 1,000,000 |
| 施設利用     | 平成10年前後 | 1,000,000 |
| 施設管理     | 平成10年前後 | 1,000,000 |
| 施設保全     | 平成10年前後 | 1,000,000 |
| 合計       | 平成10年前後 | 4,000,000 |

(2) インフラ施設

| 施設種別 | 施設数     | 30年以上経過施設の割合(%) |
|------|---------|-----------------|
| 河川管理 | 17,529基 | 40%             |
| ダム   | 175基    | 33%             |
| 埋設管線 | 2,174基  | 11%             |
| その他  | 1,234基  | 8%              |

**2 将来人口の展望(岩手県人口ビジョン平成27年10月)**  
 県では、ふるさと振興を進めることで人口減少に歯止めをかけ、超長期的な人口減の可能性も視野に、平成52年(2040年)に100万人規模の人口の確保を展望しています。

3 公共施設等の維持・更新等に係る経費見込み等

※今後の経費見込み  
 以下のとおり、今後、30年間の修繕・更新等に係る経費を試算し、現在保有している公共施設等全てを維持すると仮定。  
 ①総務省提供の更新費用試算ソフトの試算条件準拠。  
 (耐用年数・更新・修繕単価など)

**【公共施設】**  
 今後30年間で約7,070億円、年平均約236億円が見込まれます。  
 ※今後30年間の経費の見込み(公共施設)※

**【インフラ施設】**  
 今後30年間で約1兆5,112億円、年平均約504億円が見込まれます。  
 ※今後30年間の経費の見込み(インフラ施設)※

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方(具体的な取組方針)

- ①今後30年間に公共施設等の維持・更新等に関する経費見込み・公共施設では…今後30年間で約7,070億円 平均約236億円 現在は過去5年間の平均投資額約92億円との2.6倍に相当します。
- ②インフラ施設では…今後30年間で約1兆5,112億円 平均約504億円 現在は過去5年間の平均投資額約341億円との1.5倍に相当します。
- ③若年・高齢化を背景とした財政状況の硬直化  
若年・高齢化の進展等により、将来的に、徴収の減少、扶助費等義務的経費の増加など財政状況の一層の硬直化が見込まれます。

岩手県公共施設等総合管理計画の概要

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

**1 計画期間**  
 平成27年度～平成30年度までの10年間。  
 計画期間中においても、必要に応じて見直しを実施。

**2 現状や課題に関する基本認識**

(1) 公共施設等の老朽化への対応  
 高度成長期から昭和50年代を中心に大量に整備した公共施設等に係る維持管理や修繕・更新経費の増大への対応が課題。

(2) 社会経済情勢等の変化への対応  
 地域を変える基盤の一つである公共施設等の役割に留意しつつ、社会経済情勢等の変化に対応した柔軟な対応が課題。

(3) 災害への対応  
 東日本大震災以来を教訓とした国土強靭化に向けた取組が課題。

**3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方(基本方針)**  
 ～計画推進の「3つの柱」

**【方針Ⅰ】施設規模・配置・機能の平準化**  
 コスト削減・財政負担の平準化  
 計画的な維持管理と長寿命化を推進し、公共施設等の維持管理や修繕・更新等に要する中長期的なコストを削減・財政負担を平準化。

**【方針Ⅱ】施設規模・配置・機能等の適正化**  
 「岩手県ふるさと振興総合戦略」に掲げる基本目標の達成を踏まえながら、人口動態等の変化に対応した公共施設等のあり方検討し、施設規模や配置、機能を適正化。  
 また、公共施設等のあり方の検討に当たっては、環境への配慮や市町村等との連携などについても十分に考慮。

**【方針Ⅲ】安全・安心の確保**  
 「岩手県国土強靭化地域計画」に位置付けられる施策との整合性を図りながら、計画的な耐震化や定期的な点検・修繕、修繕などにより公共施設等に求められる機能を維持・強化し、県民、施設利用者等の安全・安心を確保。

**4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方(具体的な取組方針)**  
 ～計画実施の「7つの取組方針」

**【取組1】点検・診断等の実施方針**  
 (1) 定期点検の後、診断の実施(点検・診断マニュアルの整備など)  
 (2) 継続的に実施可能な点検・診断体系の構築(新技術の導入など)  
 (3) 点検・診断結果の一貫管理の推進(データベース化など)

**【取組2】維持管理・修繕・更新等の実施方針**  
 (1) 計画的な維持管理の実施(個別施設計画開発・負担平準化など)  
 (2) 新設・更新時におけるライフサイクルコストの削減(構造・仕様など)  
 (3) 環境負荷軽減への取組(再生可能エネルギー、材料調達など)

**【取組3】安全確保の実施方針**  
 (1) 高度の危険性が認められた場合の対応(入札・閉鎖・利用停止など)  
 (2) 用途を廃止した施設の適切な管理(除却の検討など)

**【取組4】耐震化の実施方針**  
 (1) 耐震修繕促進計画等の推進(多くの県民が利用する公共施設など)  
 (2) 効果的な対策実施(長寿命化対策との同時実施など)

**【取組5】長寿命化の実施方針**  
 (1) 予防保全型維持管理の実施(適切な修繕、高耐久材料など)  
 (2) 長寿命化対象の選定(今後とも長期間保有する施設の選定など)

**【取組6】統合や廃止の推進方針**  
 (1) 施設規模・数量の適正化と有効活用(人口動態の変化への対応など)  
 (2) 市町村等との連携(連携・役割分担など)

**【取組7】総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針**  
 (1) 全庁的な取組体制の整備(庁内関係部署による連携の徹底など)  
 (2) 民間活力の導入(PPP・PFIの活用、地域住民等との協働など)  
 (3) 施設管理者の技術力向上(研修会や連絡会の開催など)

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型ごとに、第3章に掲げる共通の基本方針を踏まえた、施設の種類に応じた管理に関する基本方針を策定します。

**1 公共施設(4類型)**  
 庁舎等、県民利用施設、県営住宅及び学校施設

**2 インフラ施設(16類型)**  
 道路、河川管理施設(ダムを除く)、河川管理施設(ダム)、海岸保全施設(河川事務所管分)、砂防、下水道、港海、空港、公園、交通安全施設、農業水利施設、海岸保全施設(農村建設課所管分)、林道、道山、灌漑施設及び湖沼岸線施設(灌漑課課所管分)

**3 公営企業施設(2類型)**  
 県立病院等事業施設及び電気・工業用水道事業施設

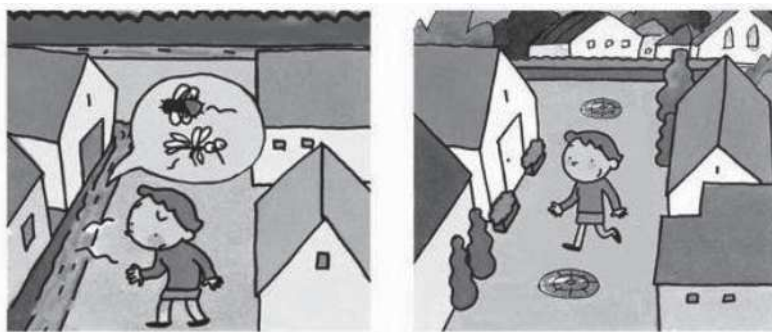
Plan: 岩手県公共施設等総合管理計画(仮称)の策定  
 Do: 計画に基づく施設管理  
 Check: 計画の実行状況の把握  
 Act: 計画の見直しと改善

## 資料11 汚水処理施設の役割

### (街並み住環境の改善)

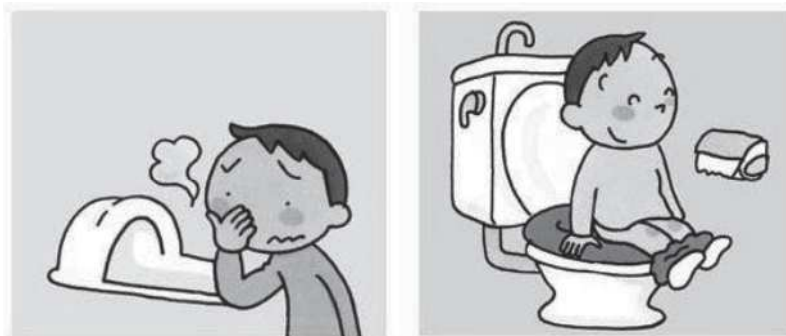
生活排水等の未処理放流によるドブや汚れた水路がなくなり、蚊やハエの発生を防ぎ、流行性の病気を予防することができます。

この結果、住環境が大きく改善し、生活の潤いが増します



### (住生活環境の改善)

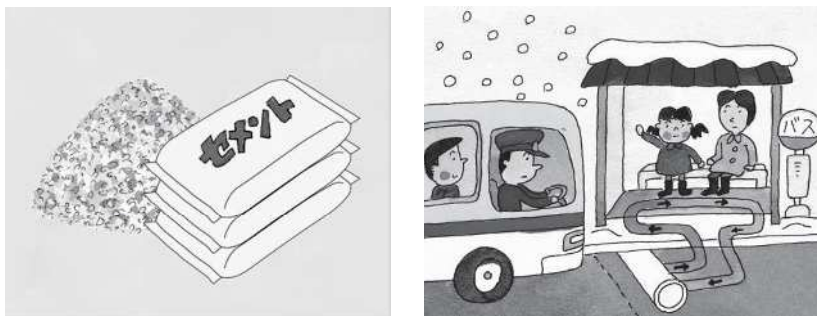
清潔で快適な水洗トイレを使う事が可能となり、においに悩まされることなく、衛生的な居住環境を作り出すことが可能となります。





(下水資源及び施設の有効利用)

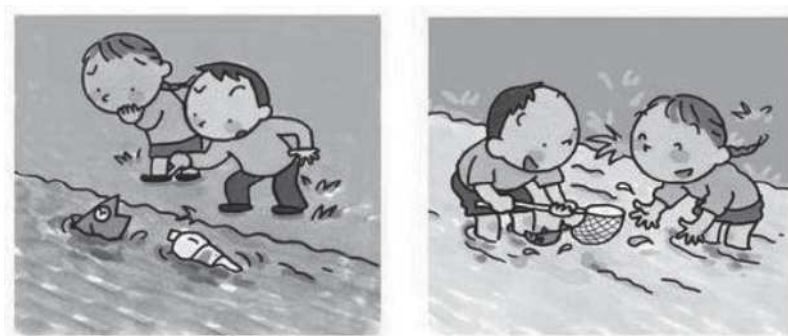
汚水処理施設は、処理水、汚泥、熱等の利用可能なエネルギーを有しており、下水資源循環型の社会の実現に向けて、その有効利用を図ることが可能となります。



(公共用水域の水質保全)

家庭や工場から排出される汚水などが川や海などに直接流入することなく、汚水処理施設できれいに処理してから流すため、川や海などの水環境の保全が図られます。

この結果、水生動植物の生息、生育環境が保全されるとともに、魚釣りや川遊びなど水に親しむことができます。



## 資料12 集合処理方式

集合処理方式は、主に家庭や事業所が密集あるいは比較的集合した状態にある地域で採用され、汚水発生源が密集していることで経済的となる方式です。

一般に、既成市街地など、人口が密集した地域を対象に進められる「下水道」と、農山漁村集落を対象に幾つかの集落単位で、小規模分散的に進められる「集落排水施設」に分類されます。

集合処理方式には、下水道、農業集落排水、漁業集落排水などがあります。

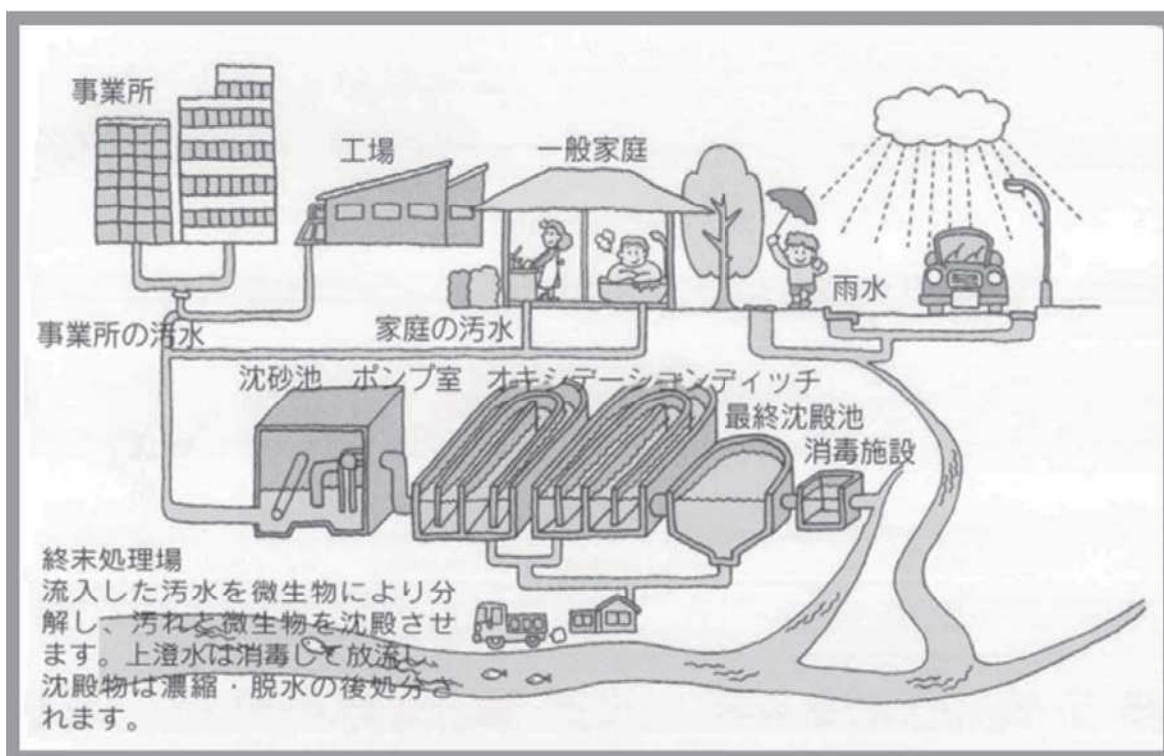


図 12-1 集合処理方式のイメージ

## 資料13 個別処理方式

個別処理とは、し尿と雑排水を併せて処理する施設で、家屋単位や事業所単位に設置される施設です。

これは主に、家庭や事業所が点在しているため、処理場までの排水管の布設距離が長くなり、建設コストが割高になる地域で採用される方式です。

その浄化システムは、微生物の働きにより汚水中の有機物を分解し、きれいになった上澄水を消毒して放流するものです。

また、水が浄化されたことにより発生した汚泥は、浄化槽内に溜まります。

なお、安定した放流水質を維持するためには、定期的な保守点検、清掃実施と法定検査（使用開始6ヶ月～8ヶ月と毎年検査）を受けることが必要です。

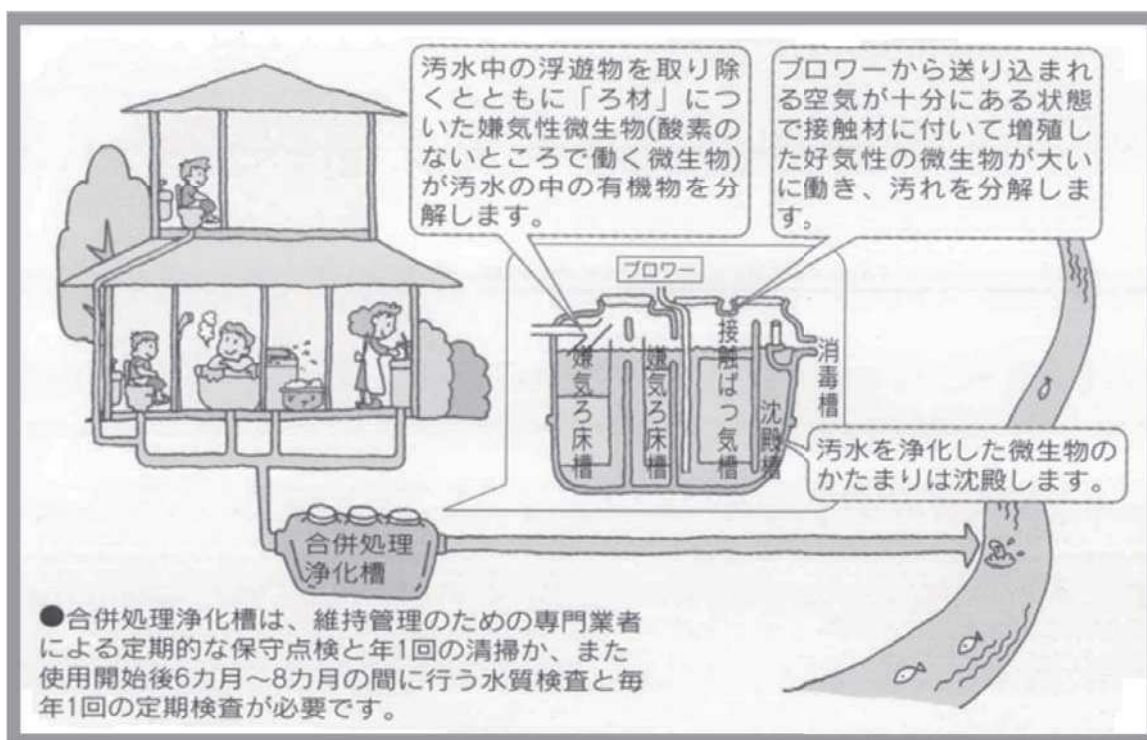


図 13-1 個別処理方式のイメージ

資料14 集合処理と個別処理の特徴

| 項目    | 集合処理方式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 個別処理方式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 種類    | 公共下水道、流域下水道、農業集落排水、漁業集落排水等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 合併浄化槽                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 処理対象  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚水の処理</li> <li>・ 汚泥の処理（下水道のみ）</li> <li>・ 雨水の排除（下水道のみ）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚水の処理</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 汚泥処理  | 公共下水道 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各処理場の脱水機で脱水ケーキにし、コンポスト工場へ搬出、あるいは焼却してセメント工場へ搬出</li> </ul> 農・漁業集落排水 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ し尿処理場に搬出</li> <li>・ し尿処理場では脱水後コンポスト工場へ搬出、あるいは焼却埋立</li> </ul>                                                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別にし尿処理場に搬出</li> <li>・ し尿処理場では脱水後コンポスト工場へ搬出、あるいは焼却埋立</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 対象汚水  | 公共下水道 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各家庭、事業所、工場など</li> </ul> 農・漁業集落排水 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主に集落全体の排水を対象</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                             | 家屋単位や事業所単位を対象                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 概要    | 地下に下水管を布設して、各家庭からの汚水を処理場に集めて処理する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 各家庭の敷地に合併浄化槽を埋め込み、浄化槽ごとに処理する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 整備の仕方 | 公共下水道 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5～6年の整備後に稼動、その後整備区域を拡大、処理場を増設、</li> </ul> 農・漁業集落排水 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備区域全域を5～6年で整備し、整備完了後に稼動</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                               | 各家庭で設置（1年以内）し、設置後に稼動                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 特徴    | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">建設コストは高いが維持管理費は軽減される</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">家屋が密集した集落、市街地などに適用（経済的であり、浄化槽スペースが確保できない密集地で有利）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">整備は比較的長い期間がかかる</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">排水の高度処理（窒素、りん）の除去）や汚泥のリサイクルが比較的容易</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">建設コストは安価だが、維持管理費は集合処理と比較して割高の傾向にある</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">家屋が点在している地域において適用（経済的である）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">短期間で整備可能</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">浄化槽ごとに定期的な点検、清掃、検査が必要</div> |

## 資料15 汚水処理の内容・過程

それぞれの処理方式では、処理内容が異なります。

汚水処理は、大きく分けると、生物処理（水処理）と汚泥処理に分かれます。

生物処理（水処理）では、「反応槽」において微生物の働きにより汚れ（有機物）を分解・きれいな水にし、「沈殿池」により、汚れの固まりと上澄み水に分離させ、上澄み水は消毒し滅菌した後放流されます。

汚泥処理では、生物処理（水処理）により分離した汚れの固まりを、「濃縮-（消化）」によって減量化、安全なものにします。さらに、「脱水」により、粘土状になるまで水分を取り除きます。脱水したものを「脱水汚泥」と呼びます。この脱水汚泥を、「焼却等」によりさらに減量・安定化を図り、焼却灰等とする場合もあります。

「汚泥処分」とは、脱水汚泥や焼却灰等を最終処分することで、その方法は「埋立処分」「肥料化（コンポスト化）」など、さまざまあります。

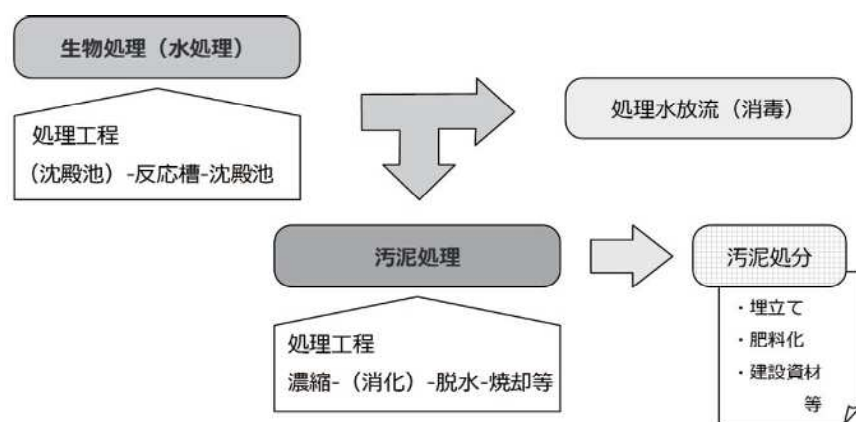
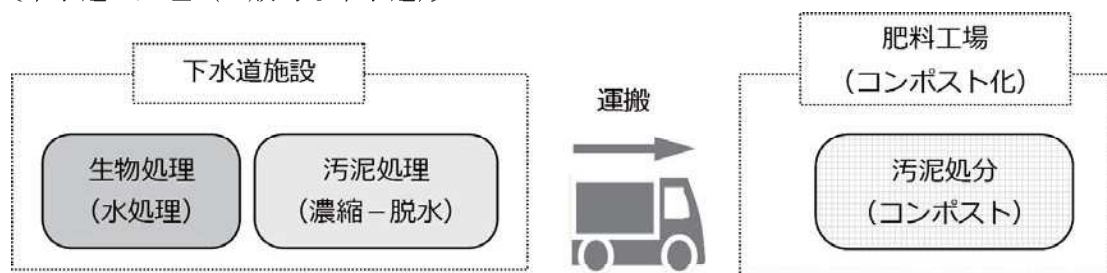


図 15-1 汚水の処理方式

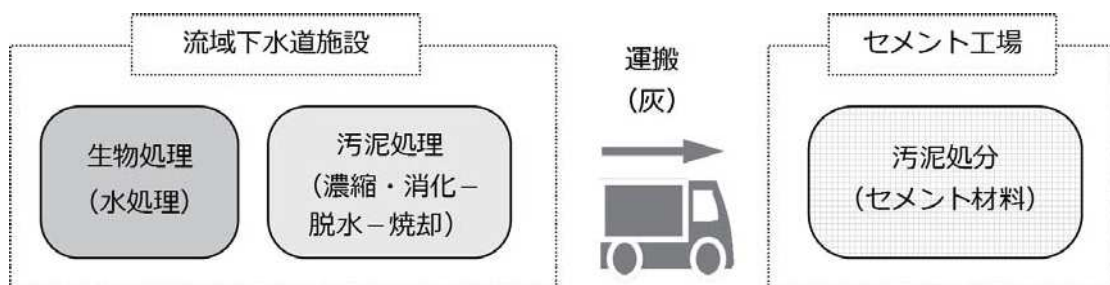
## 資料16 下水道や集落排水、浄化槽の処理の違い

一般に、下水道施設では脱水まで行い、その後の汚泥処理・処分は廃棄物処理業の許可を持った肥料工場やセメント工場などで処理します。農業集落排水、漁業集落排水および浄化槽では、生物処理（水処理）のみ行い、汚泥処理・処分はし尿処理施設で行っています。（し尿処理施設で再度沈殿処理をする施設もあります。）

〔下水道の処理（一般的な下水道）〕



〔下水道の処理（流域下水道）〕



〔農業集落排水、漁業集落排水の処理〕



〔浄化槽の処理〕



図 16-1 処理方式の違い

## 資料17 集合処理区域と個別処理区域の選択

集合処理と個別処理の区域分けは、処理方法の違いによる特徴をみながら検討します。

既成市街地などの人口密集地域や、水質保全上、放流水質を厳しくする必要のある区域については、「集合処理（公共下水道）」を選択します。

一方、中山間地域については、家屋が比較的分散していることから、それぞれの設置費用と維持管理費、放流先の確保、浄化槽設置スペースの有無など、総合的に比較をして「集合処理」か「個別処理」かを判断します。

このとき、住民の要望等の地域要件なども十分勘案し、地域の特性に合った適切な整備手法を選定する必要があります。

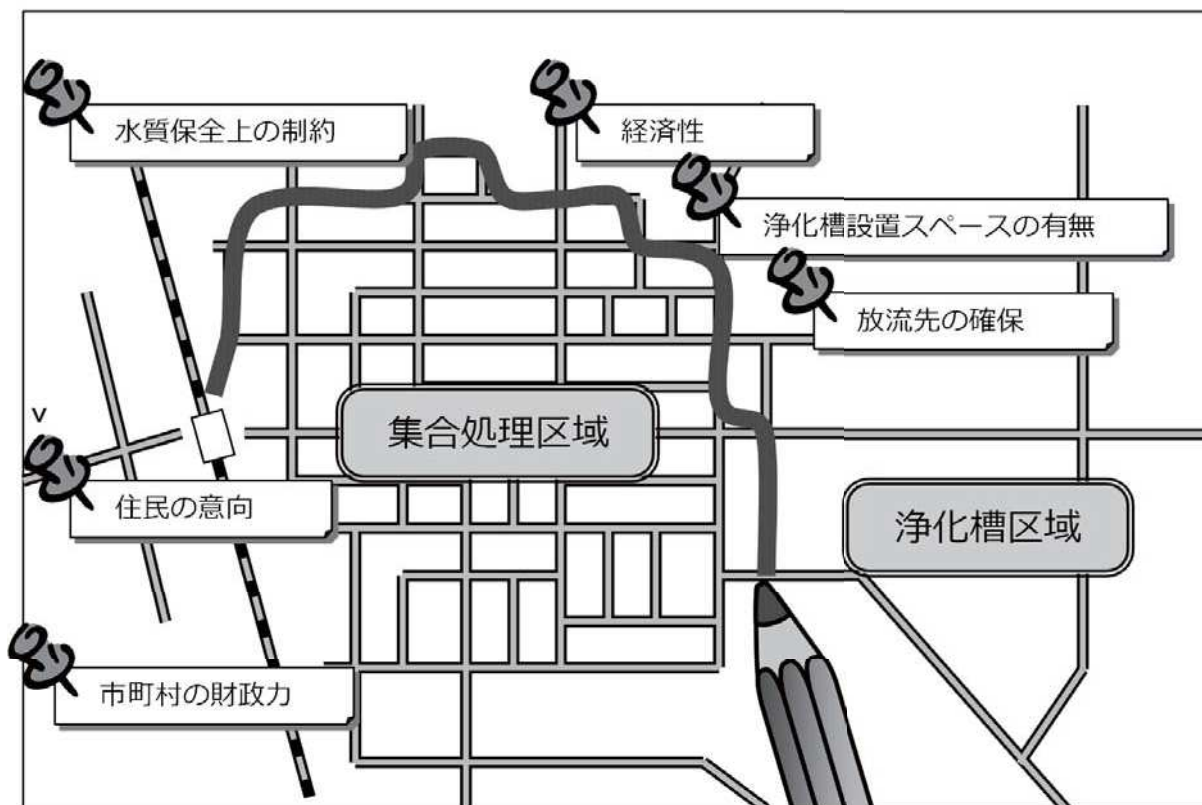


図 17-1 集合処理区域と個別処理区域の選択

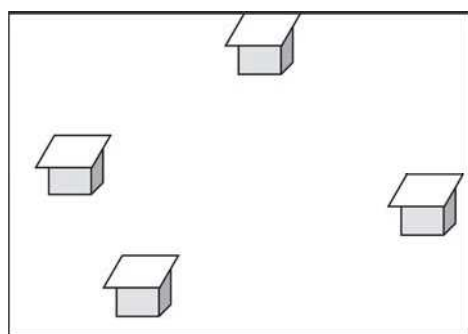
## 資料18 集合処理と個別処理のすみ分けの考え方

ある地域の汚水処理について、集合処理方式がよいのか個別処理方式がよいのかを計画するときには、主に次の3項目について検討を行います。

- 経済比較  
建設費と維持管理費をあわせた総合的な経済比較をしています。
- 施設設置の構造的な問題  
街並みによっては、浄化槽を設置するスペースがないところがあります。
- 住民の意向  
地域が一体となって特定の処理施設の普及に取り組んでいる場合があります。

(家屋が点在している場合)

家屋が点在している場合は、浄化槽整備区域として計画します。



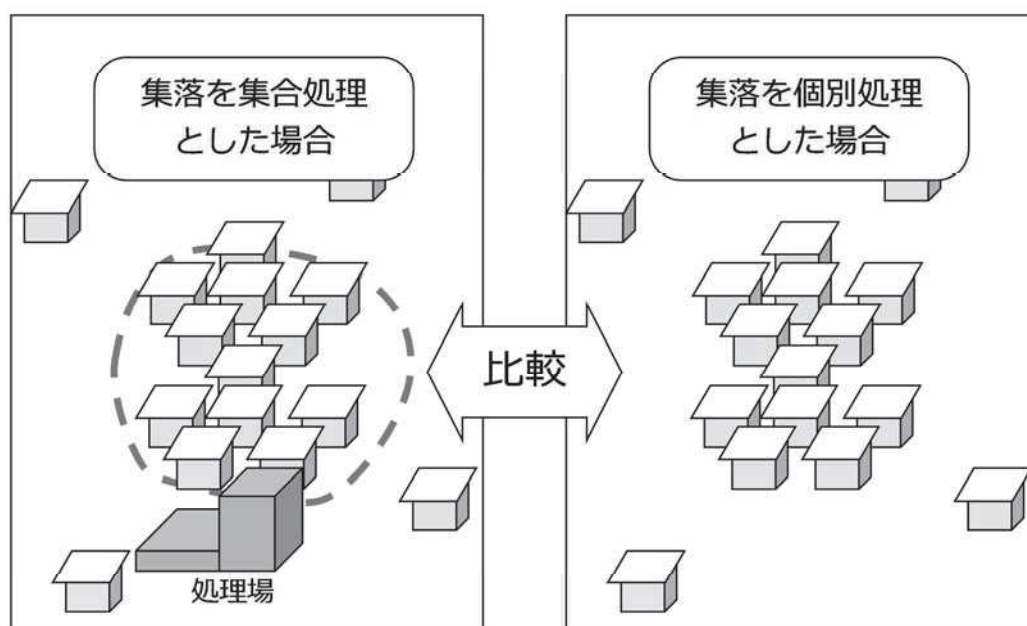
(現在集合処理をしていない集落の場合)

現在集合処理を行っていない地域の集落については、その集落を集合処理とした場合と個別処理とした場合を比較して、どちらの処理方式とするか検討します。

検討の結果、個別処理を選択した場合は、浄化槽整備区域とします。

集合処理を選択した場合は、集落排水等の整備区域とします。

前構想では集合処理で計画されていた地域でも、人口減少などを考慮して再検討した結果、個別処理地域となることもあります。

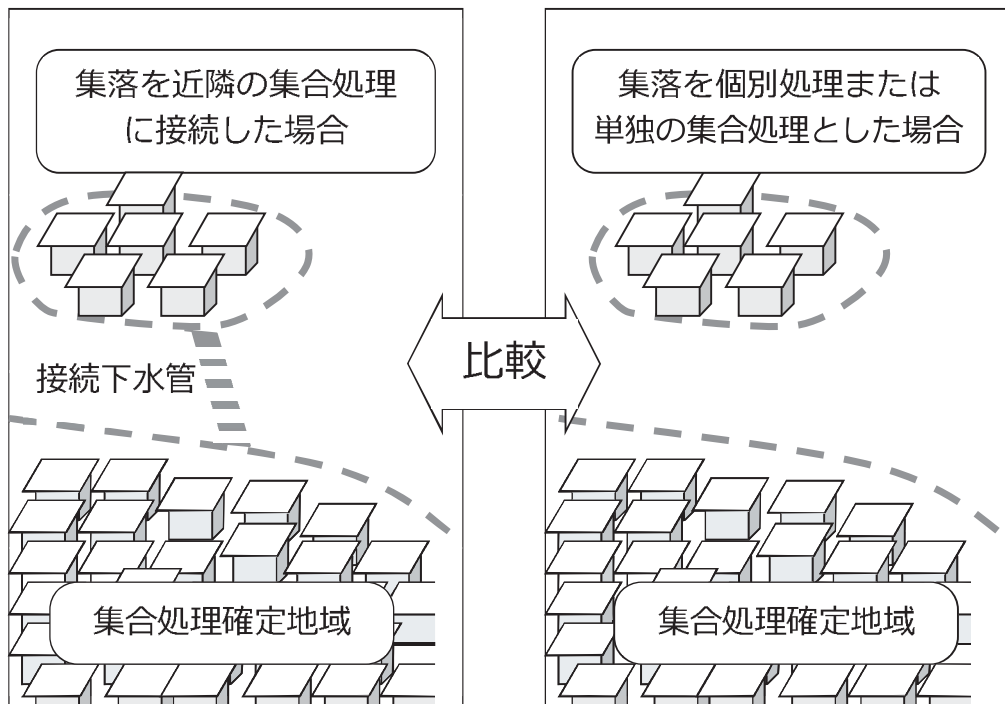




(近隣に集合処理を行っている区域がある集落の場合)

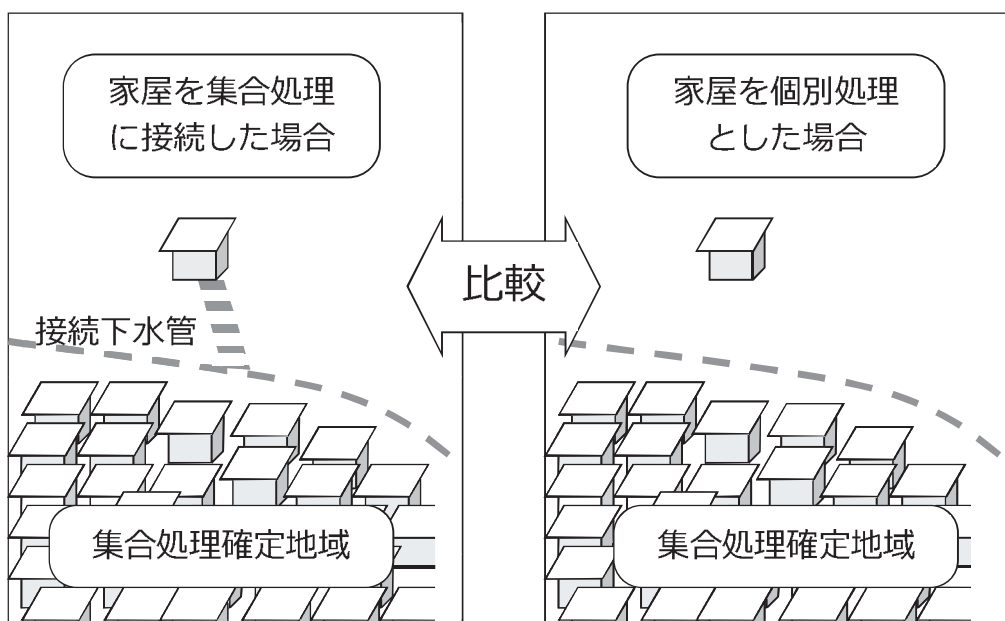
近隣に下水道などの集合処理を行っている区域がある集落については、その集落を集合処理とするか個別処理とするか検討する以外に、近隣の集合処理区域に接続して集合処理とした場合についても検討します。

また、前構想で集合処理区域として計画されていても、まだ整備が済んでいない場合は、そのまま集合処理区域として計画してよいのか確認をします。



(近隣に集合処理を行っている家屋がある場合)

近隣に下水道などの集合処理を行っている区域がある家屋については、その家屋を集合処理区域に加えるか個別処理とするか検討します。



(ある集落を近隣の集合処理区域に取り込むかどうかを検討する経済比較の例)

ある地域について集合処理が経済的なのか個別処理が経済的なのかを検討する場合は、次のように行いました。

|                                |
|--------------------------------|
| A地域：集合処理が確定している地域              |
| B地域：集合処理か個別処理か検討する集落           |
| <u>B地域を集合処理とする場合の建設費＋維持管理費</u> |
| = 処理施設（A＋B）の建設費＋維持管理費          |
| ＋ 接続下水管の建設費＋維持管理費              |
| <u>B地域を個別処理とする場合の建設費＋維持管理費</u> |
| = 処理施設（A）の建設費＋維持管理費            |
| ＋ 浄化槽（B）の設置費＋維持管理費             |

この2つの費用のうち、安価なほうが経済的であると判断しました。

検討する費用は、1年あたりの費用に換算して検討します。

維持管理費についてはそのままの値を使用できますが、建設費については次の式により1年あたりの費用に換算しています。

|                                                    |
|----------------------------------------------------|
| 建設費（円／年） = $\frac{\text{建設費用（設置費用）}}{\text{耐用年数}}$ |
|----------------------------------------------------|

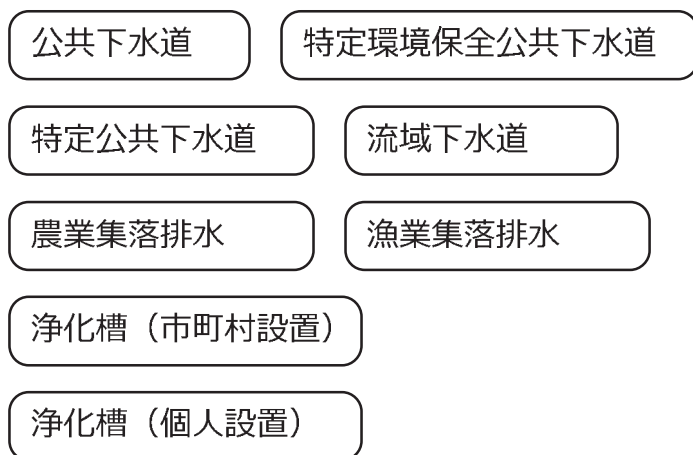
耐用年数はこれまでの実績による値を使いますが、実績値が使えない場合は次の年数を標準値として検討しました。

|                         |
|-------------------------|
| 処理場：33年 管路：72年 ポンプ場：28年 |
| 合併処理浄化槽：32年             |

## 資料19 汚水処理施設の種類

---

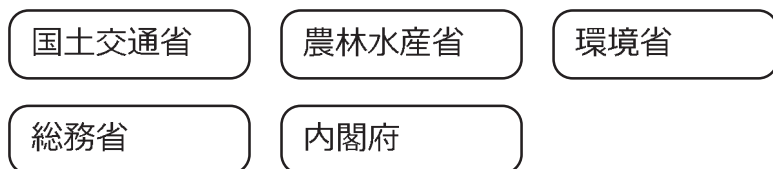
汚水処理施設には、実に多くの種類があります。  
本県で現在整備を進めている施設は、次の施設です。



この汚水処理施設は、「下水道法に基づく下水道」と「下水道以外の汚水処理施設」とに大きく分けることができます。

これらの汚水処理施設は、それぞれ整備対象区域や規模が異なっています。

また、施設の整備にあたっては、国の補助金制度や交付金制度がありますが、次のとおり多くの省庁が関係しています。



新構想では、これらのさまざまな汚水処理施設の特性をみながら、最も地域の実状に合った整備手法を選んでいきます。

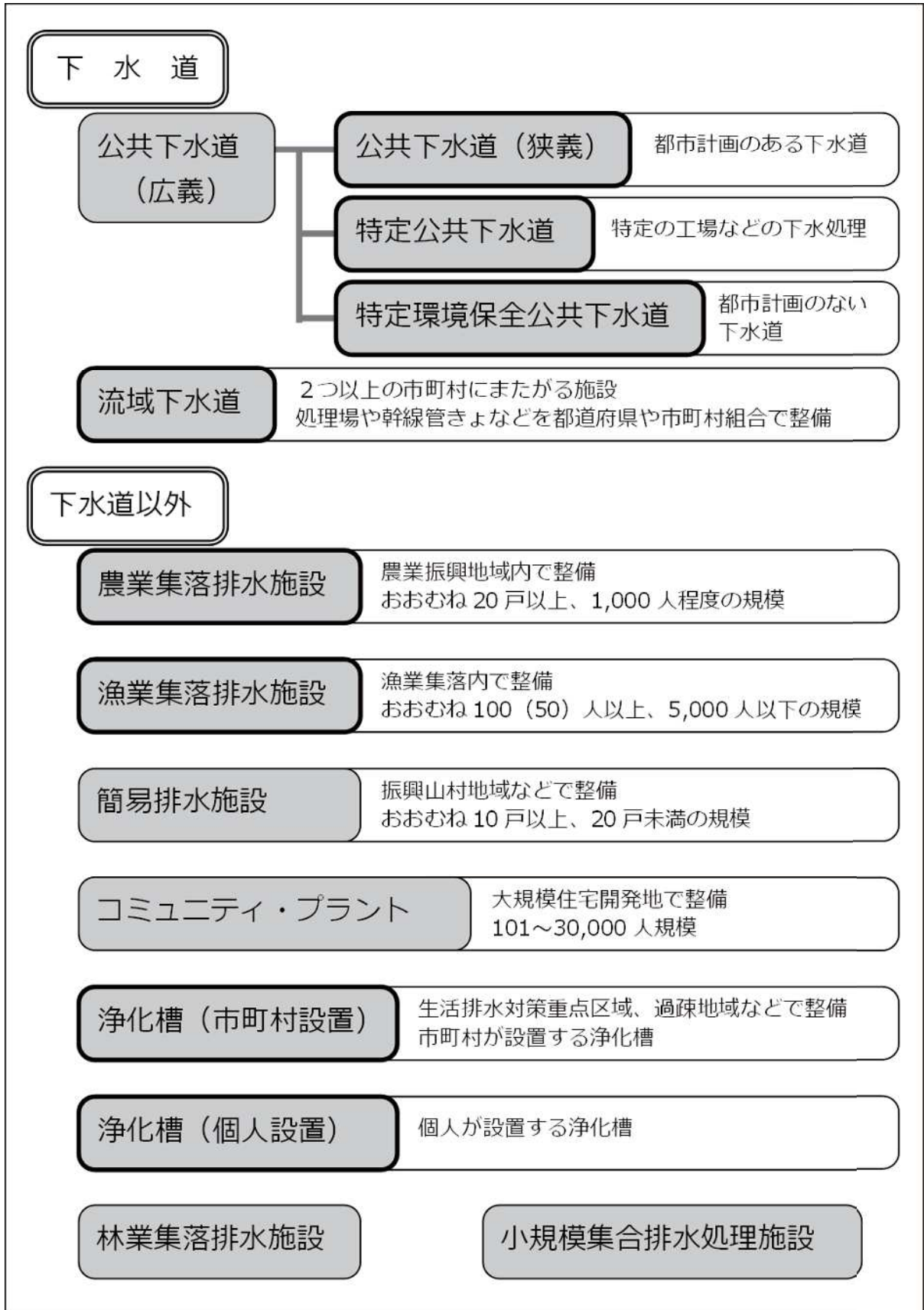


図 19-1 汚水処理施設の種類

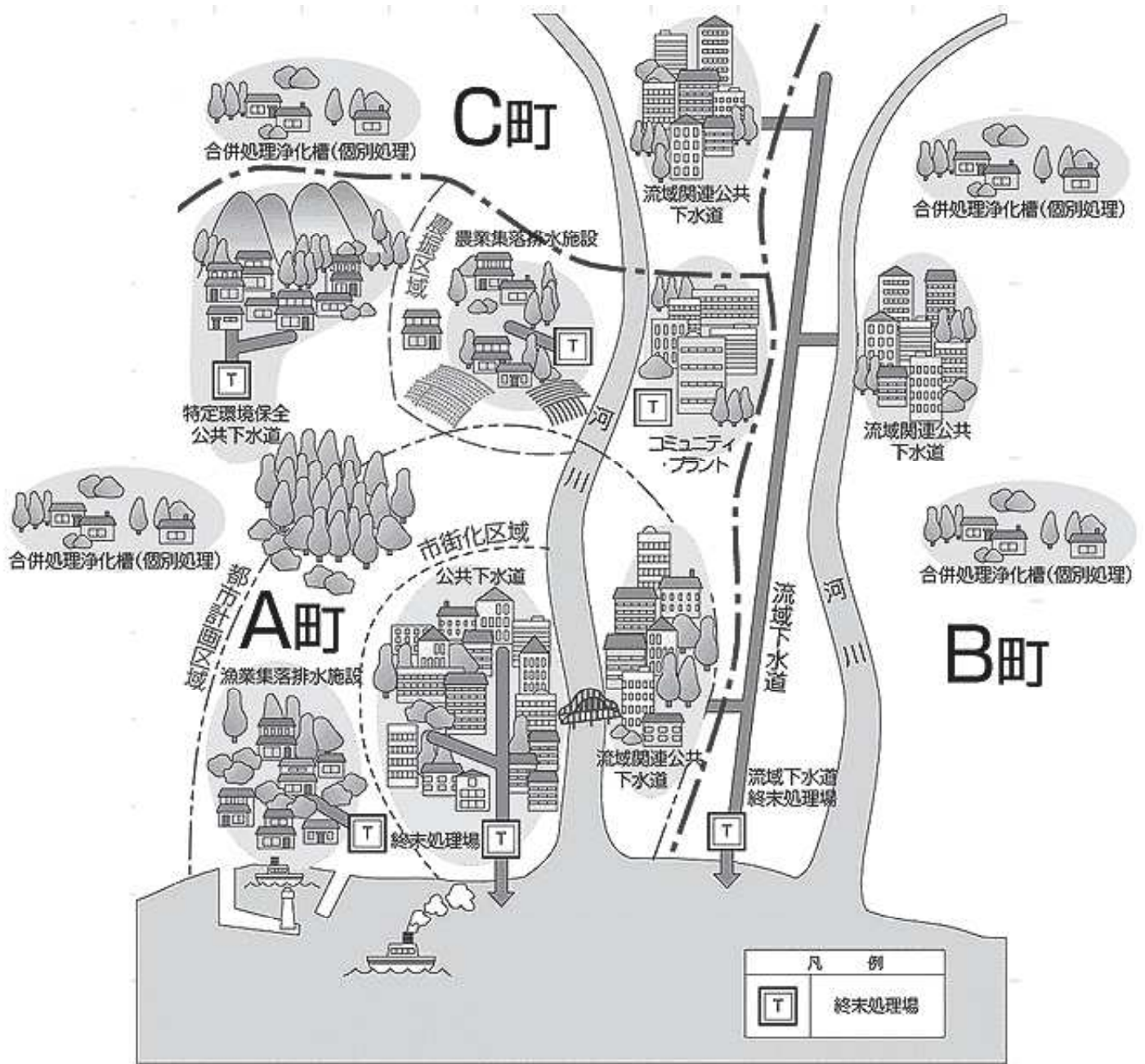


図 19-2 污水処理施設のイメージ

## 資料20 汚水処理施設整備事業の変遷

---

本県の汚水の集合処理施設整備は、昭和28年に盛岡市中心部において公共下水道事業に着手したのが始まりです。このときの下水道は、汚水と雨水を同じ下水管で流す合流式下水道というものでした。

昭和40年4月には、中川原終末処理場が初めて供用開始をしました。

次いで、昭和32年に釜石市が公共下水道事業に着手しています。

その後、各地で都市化が進み、昭和45年ころから

矢巾町や水沢市(当時)、北上市などの県中央部でコミュニティプラントの整備が始まりました。

昭和50年代に入ると、農業集落排水事業や流域下水道事業が始まりました。

また、多くの市町村で下水道に着手しました。

50年代後半には、漁業集落排水事業が始まりました。

2016年度末現在、公共下水道は31市町村で供用開始をしており、農業集落排水は21市町村、漁業集落排水は10市町村で供用開始をしています。

処理場の数は、公共下水道40箇所、流域下水道4箇所、農業集落排水107箇所、漁業集落排水23箇所、コミュニティプラント8箇所となっています。

(表中の数字は市町村の数)

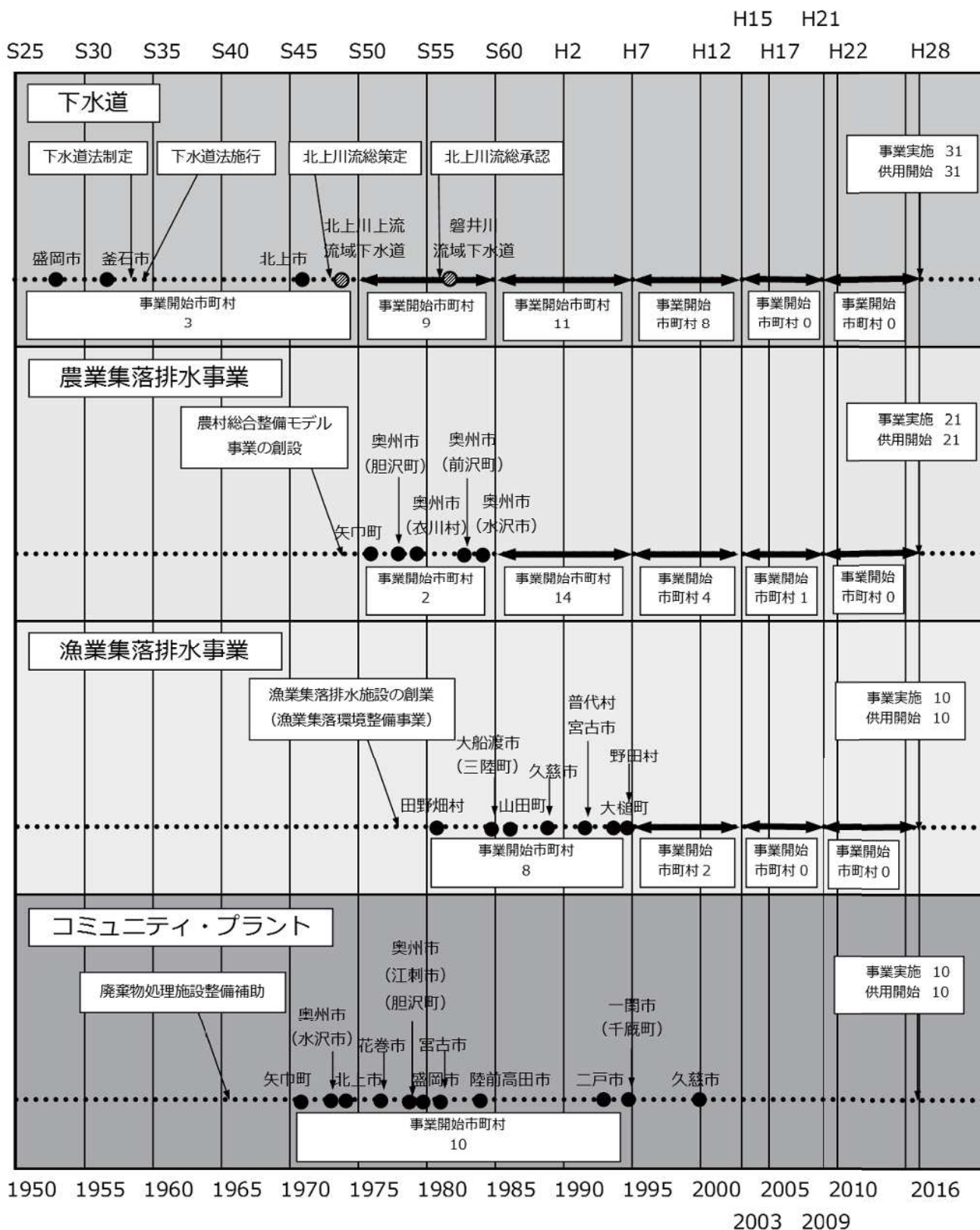


図 20-1 汚水処理施設整備事業の変遷

## 資料21 構想における将来人口などの考え方

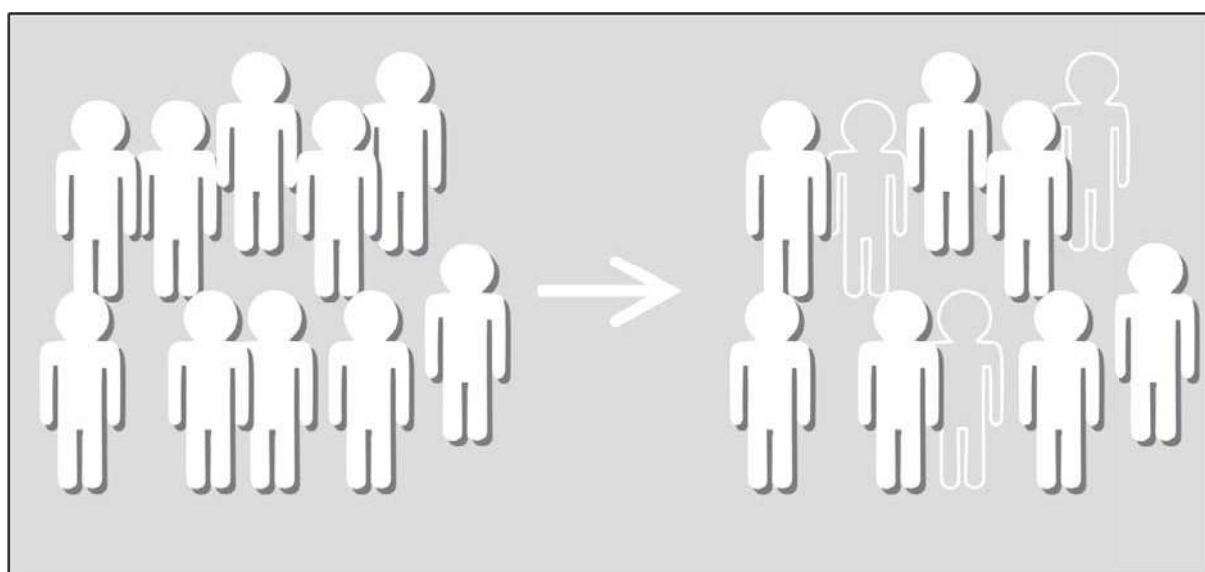
県の人口は、2016年度時点で127万人ほどです。

1年前に比べると、1万2千人ほど減りました。

県の推計によると、2025年の人口は116万8千人、2040年には103万9千人にまで減少します。

2025年までの9年間で8%、2040年までの24年間で18%も減少することになります。

本ビジョンでは、この将来の姿を考えに入れながら、下水道や集落排水、合併浄化槽の整備区域を見直し、汚水処理施設全体の整備計画を策定しました。





## 資料22 将来の岩手県の総人口推計

国立社会保障・人口問題研究所（以降「社人研」）は、2010年に2040年までの都道府県別人口推計（2013年3月推計）を公表しました。

この推計では、2010年の国勢調査を基に5年ごとに2040年までの人口を推計しており、2040年の岩手県の行政区域内人口は、93万8千人となっています。（表 22-1）

県では、「資料8」に示した「岩手県人口ビジョン」により、人口減少に歯止めをかけ2040年に100万人程度の人口を確保することから、独自に人口推計を行ないました。

この推計では、2025年における岩手県の推計人口は116.8万人、2040年における推計人口は103.9万人となっています。

表 22-1 行政区域内人口の推計値（千人）

| 年      | 2010  | 2015  | 2020  | 2025  | 2030  | 2035  | 2040  |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 社人研推計値 | 1,330 | 1,266 | 1,206 | 1,140 | 1,072 | 1,005 | 938   |
| 県独自推計値 | 1,330 |       |       | 1,168 |       |       | 1,039 |

※1 2010年は実績値。

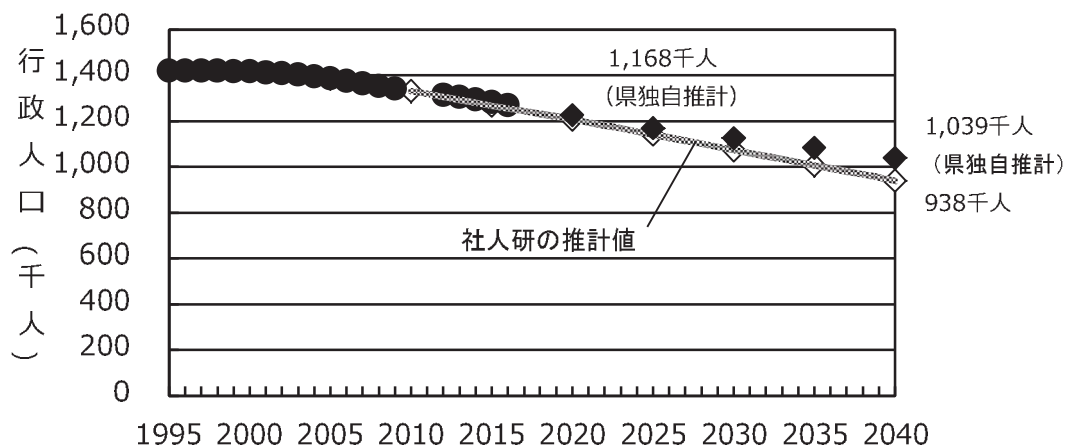


図 22-1 行政区域内人口の実績と推計

表 22-2 行政区域内人口の推計値（千人）

| 項目     | 2010年 | 2015年 | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 社人研推計値 | 1,330 | 1,266 | 1,206 | 1,140 | 1,072 | 1,005 | 938   |
| 県独自推計値 | 1,330 |       |       | 1,218 |       |       | 1,039 |
| 新構想人口  | 1,330 | 1,282 | 1,225 | 1,168 | 1,125 | 1,082 | 1,039 |

※新構想人口の2010年及び2015年は実績値。

2020年は2015年と2025年の直線補完値、2030年及び2035年は2025年と2040年の直線補完値。

表 22-3 市町村ごとの行政区域内人口過年度実績

| 市町村   | 行政区域内人口（人） |           |           |           |           |           |           |
|-------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|       | 2010       | 2011      | 2012      | 2013      | 2014      | 2015      | 2016      |
| 盛岡市   | 291,880    | 292,780   | 294,435   | 294,800   | 294,072   | 292,980   | 292,014   |
| 宮古市   |            | 58,318    | 57,575    | 57,003    | 56,331    | 55,521    | 54,573    |
| 大船渡市  |            | 39,244    | 39,117    | 38,871    | 38,712    | 38,167    | 37,633    |
| 花巻市   | 102,177    | 101,530   | 101,026   | 100,250   | 99,230    | 98,353    | 97,402    |
| 北上市   | 93,142     | 93,347    | 93,910    | 93,594    | 93,524    | 93,457    | 93,088    |
| 久慈市   | 37,979     | 37,488    | 37,440    | 37,127    | 36,855    | 36,443    | 35,909    |
| 遠野市   | 30,035     | 29,774    | 29,624    | 29,310    | 28,830    | 28,529    | 28,098    |
| 一関市   | 128,604    | 127,531   | 126,957   | 125,014   | 123,445   | 121,735   | 120,028   |
| 陸前高田市 |            |           | 20,631    | 20,466    | 20,262    | 20,022    | 19,673    |
| 釜石市   |            | 37,590    | 37,161    | 36,584    | 36,078    | 35,547    | 35,005    |
| 二戸市   | 30,225     | 29,872    | 29,588    | 29,086    | 28,669    | 28,174    | 27,704    |
| 八幡平市  | 29,172     | 28,704    | 28,308    | 27,921    | 27,486    | 26,978    | 26,492    |
| 奥州市   | 125,900    | 124,812   | 124,235   | 123,004   | 121,659   | 120,664   | 119,502   |
| 滝沢市   | 53,773     | 54,184    | 54,710    | 55,063    | 55,058    | 55,069    | 55,113    |
| 雫石町   | 18,275     | 18,068    | 17,893    | 17,675    | 17,498    | 17,250    | 17,094    |
| 葛巻町   | 7,417      | 7,273     | 7,137     | 6,969     | 6,796     | 6,600     | 6,420     |
| 岩手町   | 15,492     | 15,210    | 15,029    | 14,797    | 14,480    | 14,190    | 13,947    |
| 紫波町   | 34,151     | 34,034    | 34,044    | 33,962    | 33,799    | 33,667    | 33,495    |
| 矢巾町   | 26,933     | 26,720    | 26,670    | 26,770    | 26,909    | 27,134    | 27,293    |
| 西和賀町  | 6,834      | 6,665     | 6,542     | 6,361     | 6,224     | 6,076     | 5,922     |
| 金ヶ崎町  | 16,191     | 16,162    | 16,215    | 16,077    | 16,052    | 15,954    | 15,850    |
| 平泉町   | 8,439      | 8,301     | 8,239     | 8,163     | 8,050     | 7,935     | 7,851     |
| 住田町   | 6,294      | 6,262     | 6,182     | 6,064     | 5,970     | 5,860     | 5,761     |
| 大槌町   |            |           | 12,892    | 12,673    | 12,477    | 12,320    | 12,176    |
| 山田町   |            | 17,416    | 17,099    | 16,854    | 16,592    | 16,315    | 16,057    |
| 岩泉町   |            | 10,867    | 10,690    | 10,398    | 10,170    | 9,958     | 9,736     |
| 田野畑村  |            | 3,852     | 3,794     | 3,708     | 3,667     | 3,601     | 3,583     |
| 普代村   | 3,052      | 3,001     | 2,975     | 2,941     | 2,880     | 2,844     | 2,799     |
| 軽米町   | 10,582     | 10,444    | 10,317    | 10,134    | 9,869     | 9,668     | 9,486     |
| 野田村   |            | 4,641     | 4,602     | 4,515     | 4,451     | 4,408     | 4,357     |
| 九戸村   | 6,610      | 6,523     | 6,436     | 6,309     | 6,215     | 6,110     | 6,014     |
| 洋野町   | 19,189     | 18,904    | 18,688    | 18,302    | 18,001    | 17,674    | 17,350    |
| 一戸町   | 14,464     | 14,216    | 14,019    | 13,839    | 13,539    | 13,256    | 12,940    |
| 岩手県   | 1,116,810  | 1,283,733 | 1,314,180 | 1,304,604 | 1,293,850 | 1,282,459 | 1,270,365 |

※1 各年度末（3／31）現在の住民基本台帳人口。

※2 東日本大震災の影響で、H22は沿岸部9市町村、H23は2市町で未集計である。

表 22-4 社人研（2010年3月公表）の市町村ごとの推計人口

| 市町村   | 行政区域内人口（人） |           |           |           |           |           |         |
|-------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
|       | 2010年      | 2015年     | 2020年     | 2025年     | 2030年     | 2035年     | 2040年   |
| 盛岡市   | 298,348    | 294,998   | 287,606   | 278,398   | 268,023   | 256,599   | 243,930 |
| 宮古市   | 59,430     | 54,869    | 51,076    | 47,148    | 43,240    | 39,474    | 35,903  |
| 大船渡市  | 40,737     | 37,669    | 35,184    | 32,576    | 29,963    | 27,411    | 24,969  |
| 花巻市   | 101,438    | 96,999    | 92,225    | 87,082    | 81,872    | 76,713    | 71,618  |
| 北上市   | 93,138     | 92,357    | 89,746    | 86,786    | 83,593    | 80,239    | 76,729  |
| 久慈市   | 36,872     | 34,741    | 32,714    | 30,601    | 28,496    | 26,429    | 24,391  |
| 遠野市   | 29,331     | 27,519    | 25,383    | 23,291    | 21,310    | 19,485    | 17,786  |
| 一関市   | 127,642    | 120,912   | 112,705   | 104,566   | 96,789    | 89,408    | 82,277  |
| 陸前高田市 | 23,300     | 19,222    | 18,793    | 17,316    | 15,839    | 14,415    | 13,088  |
| 釜石市   | 39,574     | 35,269    | 32,341    | 29,378    | 26,548    | 23,909    | 21,503  |
| 二戸市   | 29,702     | 27,843    | 26,006    | 24,138    | 22,302    | 20,539    | 18,820  |
| 八幡平市  | 28,680     | 26,487    | 24,402    | 22,302    | 20,251    | 18,329    | 16,465  |
| 奥州市   | 124,746    | 118,594   | 112,286   | 105,642   | 99,012    | 92,590    | 86,231  |
| 滝沢市   | 53,857     | 54,539    | 54,598    | 54,229    | 53,453    | 52,291    | 50,730  |
| 雫石町   | 18,033     | 17,011    | 15,867    | 14,679    | 13,515    | 12,380    | 11,254  |
| 葛巻町   | 7,304      | 6,586     | 5,915     | 5,276     | 4,679     | 4,136     | 3,631   |
| 岩手町   | 14,984     | 13,811    | 12,715    | 11,620    | 10,564    | 9,563     | 8,604   |
| 紫波町   | 33,288     | 32,435    | 31,377    | 30,138    | 28,796    | 27,393    | 25,902  |
| 矢巾町   | 27,205     | 26,522    | 25,780    | 24,881    | 23,880    | 22,762    | 21,508  |
| 西和賀町  | 6,602      | 5,952     | 5,285     | 4,661     | 4,108     | 3,613     | 3,183   |
| 金ヶ崎町  | 16,325     | 16,041    | 15,623    | 15,149    | 14,653    | 14,159    | 13,645  |
| 平泉町   | 8,345      | 7,828     | 7,319     | 6,802     | 6,303     | 5,822     | 5,333   |
| 住田町   | 6,190      | 5,575     | 5,024     | 4,505     | 4,026     | 3,605     | 3,211   |
| 大槌町   | 15,276     | 11,898    | 11,715    | 10,762    | 9,786     | 8,821     | 7,886   |
| 山田町   | 18,617     | 15,404    | 14,953    | 13,712    | 12,470    | 11,267    | 10,139  |
| 岩泉町   | 10,804     | 9,808     | 8,764     | 7,756     | 6,842     | 6,033     | 5,297   |
| 田野畑村  | 3,843      | 3,468     | 3,174     | 2,891     | 2,614     | 2,345     | 2,086   |
| 普代村   | 3,088      | 2,848     | 2,630     | 2,396     | 2,176     | 1,966     | 1,760   |
| 軽米町   | 10,209     | 9,457     | 8,674     | 7,919     | 7,200     | 6,543     | 5,930   |
| 野田村   | 4,632      | 4,109     | 3,935     | 3,587     | 3,259     | 2,957     | 2,656   |
| 九戸村   | 6,507      | 6,038     | 5,578     | 5,113     | 4,663     | 4,249     | 3,863   |
| 洋野町   | 17,913     | 16,541    | 15,248    | 13,926    | 12,638    | 11,426    | 10,272  |
| 一戸町   | 14,187     | 13,038    | 11,800    | 10,599    | 9,476     | 8,458     | 7,504   |
| 岩手県   | 1,330,147  | 1,266,388 | 1,206,441 | 1,139,825 | 1,072,339 | 1,005,329 | 938,104 |

表 22-5 新構想で用いる市町村ごとの推計人口

| 市町村   | 行政区域内人口（人） |           |           |           |           |           |
|-------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|       | 2015年      | 2020年     | 2025年     | 2030年     | 2035年     | 2040年     |
| 盛岡市   | 292,980    | 292,077   | 285,263   | 281,184   | 276,182   | 270,196   |
| 宮古市   | 55,521     | 51,870    | 48,311    | 45,363    | 42,487    | 39,769    |
| 大船渡市  | 38,167     | 35,731    | 33,379    | 31,434    | 29,503    | 27,658    |
| 花巻市   | 98,353     | 93,659    | 89,229    | 85,892    | 82,568    | 79,330    |
| 北上市   | 93,457     | 91,141    | 88,926    | 87,698    | 86,363    | 84,991    |
| 久慈市   | 36,443     | 33,223    | 31,356    | 29,895    | 28,446    | 27,017    |
| 遠野市   | 28,529     | 25,778    | 23,865    | 22,356    | 20,972    | 19,701    |
| 一関市   | 121,735    | 114,457   | 107,145   | 101,542   | 96,232    | 91,136    |
| 陸前高田市 | 20,022     | 19,085    | 17,743    | 16,617    | 15,515    | 14,497    |
| 釜石市   | 35,547     | 32,844    | 30,102    | 27,852    | 25,734    | 23,818    |
| 二戸市   | 28,174     | 26,410    | 24,733    | 23,397    | 22,107    | 20,846    |
| 八幡平市  | 26,978     | 24,781    | 22,852    | 21,245    | 19,728    | 18,238    |
| 奥州市   | 120,664    | 114,032   | 108,247   | 103,874   | 99,656    | 95,516    |
| 滝沢市   | 55,069     | 55,447    | 55,566    | 56,078    | 56,282    | 56,192    |
| 雫石町   | 17,250     | 16,114    | 15,041    | 14,179    | 13,325    | 12,466    |
| 葛巻町   | 6,600      | 6,007     | 5,406     | 4,909     | 4,452     | 4,022     |
| 岩手町   | 14,190     | 12,913    | 11,907    | 11,083    | 10,293    | 9,530     |
| 紫波町   | 33,667     | 31,865    | 30,881    | 30,210    | 29,484    | 28,691    |
| 矢巾町   | 27,134     | 26,181    | 25,495    | 25,053    | 24,499    | 23,824    |
| 西和賀町  | 6,076      | 5,367     | 4,776     | 4,310     | 3,889     | 3,526     |
| 金ヶ崎町  | 15,954     | 15,866    | 15,523    | 15,373    | 15,240    | 15,114    |
| 平泉町   | 7,935      | 7,433     | 6,970     | 6,612     | 6,266     | 5,907     |
| 住田町   | 5,860      | 5,102     | 4,616     | 4,224     | 3,880     | 3,557     |
| 大槌町   | 12,320     | 11,897    | 11,027    | 10,267    | 9,494     | 8,735     |
| 山田町   | 16,315     | 15,185    | 14,050    | 13,082    | 12,127    | 11,231    |
| 岩泉町   | 9,958      | 8,900     | 7,947     | 7,178     | 6,493     | 5,867     |
| 田野畑村  | 3,601      | 3,223     | 2,962     | 2,742     | 2,524     | 2,311     |
| 普代村   | 2,844      | 2,671     | 2,455     | 2,283     | 2,116     | 1,950     |
| 軽米町   | 9,668      | 8,809     | 8,114     | 7,554     | 7,042     | 6,569     |
| 野田村   | 4,408      | 3,996     | 3,675     | 3,419     | 3,183     | 2,942     |
| 九戸村   | 6,110      | 5,665     | 5,239     | 4,892     | 4,573     | 4,279     |
| 洋野町   | 17,674     | 15,485    | 14,269    | 13,259    | 12,298    | 11,378    |
| 一戸町   | 13,256     | 11,983    | 10,860    | 9,941     | 9,104     | 8,312     |
| 岩手県   | 1,282,459  | 1,225,196 | 1,167,933 | 1,124,994 | 1,082,055 | 1,039,116 |

※ 市町村値については、岩手県値を社人研推計値構成比により設定。

## 資料23 1人あたりの汚水量、汚水の汚れ具合

私たちは、一日に1人あたりおよそ200ℓの汚水を排水していると言われています。  
200ℓのうち、50ℓがし尿、150ℓが雑排水で、その内訳は図23-1のとおりです。

汚水の汚れ具合を表すBODという数値でみると、一般に汚水のBODは200mg/ℓなので、これに1人一日あたりの汚水量200ℓを乗じた40gが1人一日あたりの汚れとなります。

40gのうち、13gがし尿、27gが雑排水となります。(図23-2)

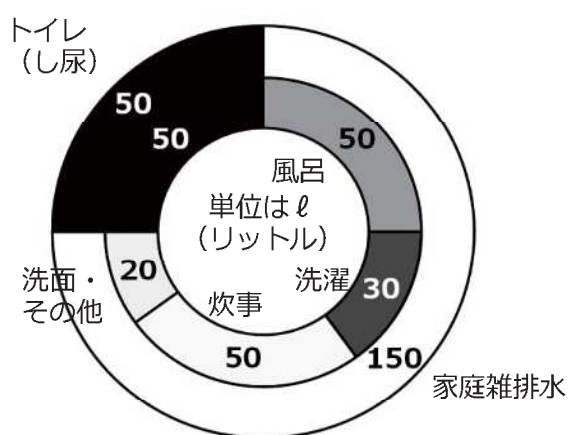


図 23-1 1人一日あたりの汚水量  
(200ℓ) の内訳

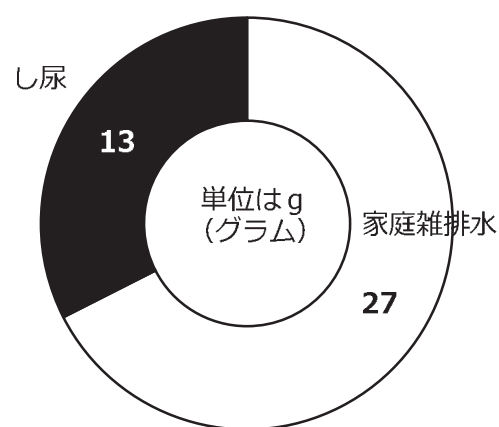


図 23-2 一人1日あたりの汚れ  
(40g) の内訳

この1人あたり200ℓの汚水は、家庭汚水といえます。

汚水には家庭汚水のほか、店舗や事務所などの営業汚水、工場汚水、観光汚水などがあります。

各数値の出典

「浄化槽 2016 整備事業の手引き (財) 日本環境整備教育センター」

「平成26年版 日本の水資源 国土交通省」

## 資料24 1人あたりの汚水量の考え方

下記のグラフは、県民1人が一日に排水する汚水量の推移を示したものです。

この1人一日あたりの汚水量は、処理場に入ってくる汚水量を水洗化人口で除した値なので、流域下水道や公共下水道では事業所（会社や商店など）や工場からの排水が上乘せされており、集落排水よりも大きな値となっています。

下水道の1人一日あたりの汚水量は、少しずつ減ってきています。

これは、事業所や工場、一般家庭の節水対策の結果と考えられます。

一方、集落排水では少しずつ増えてきています。

これは、生活水準が向上するにつれて水を多く使うようになったことが原因と考えられます。

なお、1999年と2000年の公共下水道と漁業集落排水の値が大きくなっていますが、これはこの頃に処理を開始した処理場が多いため水洗化人口が少なく、早期に水洗化をした営業所や工場の汚水の影響が出ているためと思われます。

これまでの汚水量の推移をみると、今後の1人一日あたりの汚水量（工場排水等を含む）は300～350ℓくらいに落ち着くと考えられます。

1人一日あたりの汚水量の変化は、下水道等の料金収入などに影響するため、将来の污水処理の経営見通しを立てるときには、この汚水量の変化を考慮する必要があります。

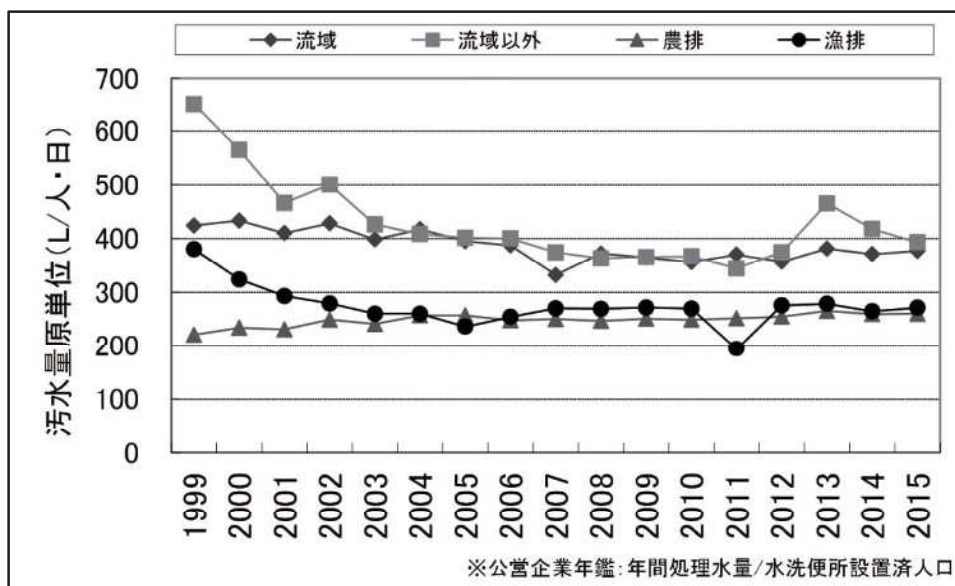


図 24-1 県民1人一日あたりの汚水量の推移

## 資料25 1人あたりの汚泥量の考え方

下記のグラフは、県民1人が一日に排出する汚泥量の推移を示したものです。

汚泥とは、処理場で沈殿させた沈殿物です。

この汚泥量も汚水量と同じく、流域下水道や公共下水道では事業所や工場からの排水が上乗せされており、集落排水よりも大きな値となっています。

集排における1人一日あたりの汚泥量は、ほとんど変化していません。流域下水道は、以前と比べると減少しましたが、2009年以降はほぼ横ばいの状況です。

流域以外の下水道では、震災の影響より減少したものの、近年若干の増加傾向にあり、震災前の状況に戻りつつあることが伺えます。

下水道では、使う水の量は減りましたが、汚れの量は大きくは変化していないことになります。

下水道の料金収入は、排水する汚水量によって決められているので、今後は料金収入が減ってもこれまでと同じ量の汚れを処理しなければなりません。

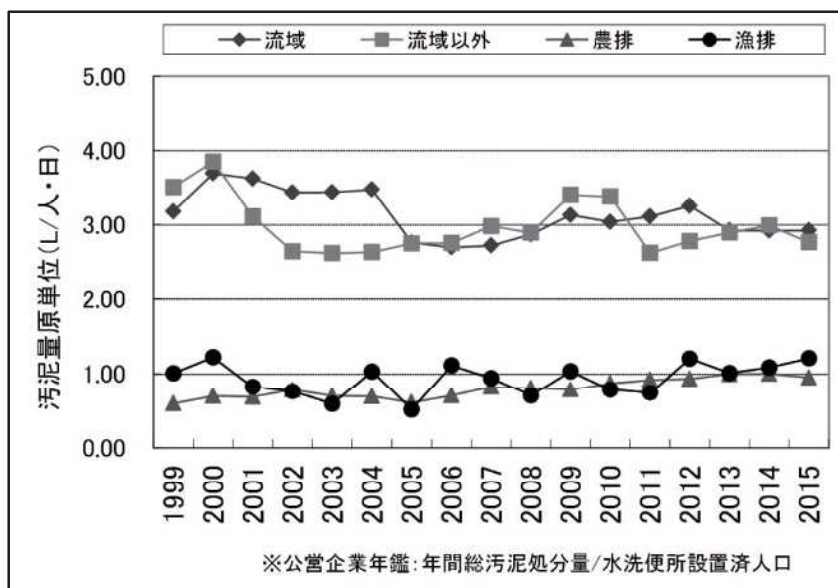


図 25-1 県民1人一日あたりの汚泥量の推移

資料26 着手地区、供用開始地区の状況

| 年              | 事業着手                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | 下水道                                                                                                                                                                                                                                                                    | 農集排                                                                                                                                                                                                                                   | 漁集排                                                                                                            |
| H10 1998<br>以前 | 右記供用開始済み地区<br>に加え下記の地区<br><br>宮古市（田老）<br>花巻市（東和）<br>花巻市（大迫）<br>遠野市（宮守）<br>一関市（摺沢）<br>一関市（東山）<br>陸前高田市（高田）<br>二戸市（二戸）<br>八幡平市（西根）<br>岩手町（岩手）<br>西和賀町（湯田）<br>住田町（世田米）<br>大槌町（大槌）<br>山田町（船越）<br>岩泉町（岩泉）<br>軽米町（軽米）<br>野田村（野田）<br>九戸村（九戸）<br>洋野町（種市）<br>洋野町（大野）<br>一戸町（一戸） | 右記供用開始済み地区<br>に加え下記の地区<br><br>盛岡市（巻堀）<br>花巻市（猪鼻）、花巻市（大北）<br>花巻市（湯本南方）<br>遠野市（沢田飯豊）<br>北上市（臥牛）<br>一関市（興田）、一関市（七日町）<br>八幡平市（寄木）、八幡平市（田山）<br>奥州市（赤生津）、奥州市（六道・寺向）<br>葛巻町（四日市）<br>紫波町（長岡南）<br>矢巾町（矢巾西郷）<br>平泉町（長島中央）<br>九戸村（戸田）<br>洋野町（向田） | 右記供用開始済み地区<br>に加え下記の地区<br><br>宮古市（干鶏）<br>大船渡市（小石浜）<br>久慈市（横沼）<br>大槌町（吉里吉里）<br>山田町（大沢）<br>田野畑村（切牛）<br>普代村（太田名部） |
| H11 1999       | 田野畑村（田野畑）<br>一関市（川崎）                                                                                                                                                                                                                                                   | 北上市（村上）<br>紫波町（片寄）                                                                                                                                                                                                                    | 久慈市（久喜）<br>田野畑村（平井賀）<br>（長時間曝気式）                                                                               |
| H12 2000       |                                                                                                                                                                                                                                                                        | 宮古市（曇目）<br>北上市（滑田・藤根）<br>遠野市（綾織）                                                                                                                                                                                                      | 陸前高田市（矢の浦）                                                                                                     |



| 供用開始                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                        | 年              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------|
| 下水道                                                                                                                                                                                                                              | 農集排                                                                                                                                                                                                                                                                          | 漁集排                                                    |                |
| 盛岡市（都南）<br>宮古市（宮古）<br>大船渡市（大船渡）<br>花巻市（花北）<br>北上市（北上工業団地）<br>北上市（花北）<br>久慈市（久慈）<br>遠野市（遠野）<br>一関市（一関）<br>一関市（花泉）<br>釜石市（大平）<br>釜石市（上平田）<br>奥州市（胆江）<br>奥州市（前沢）<br>雫石町（都南）<br>滝沢市（都南）<br>紫波町（紫波）<br>矢巾町（都南）<br>金ヶ崎町（胆江）<br>平泉町（一関） | 花巻市（長根）、花巻市（三日堀）<br>花巻市（熊野）<br>北上市（蔵屋敷）、北上市（新町）<br>北上市（鳩岡崎）、北上市（飯豊）<br>北上市（大堰川）、北上市（元年）<br>北上市（更木）<br>一関市（白崖）、一関市（日形）<br>八幡平市（細野）、八幡平市（野駄）<br>八幡平市（松尾）<br>奥州市（瀬原）、奥州市（古戸）<br>奥州市（池田川東）、奥州市（富田川西）<br>葛巻町（葛巻）<br>紫波町（水分）、紫波町（大巻）<br>矢巾町（間野々）<br>野田村（玉川）<br>洋野町（明戸）<br>一戸町（奥中山） | 大船渡市（根白）<br>久慈市（麦生）<br>山田町（大浦）<br>田野畑村（島越）<br>野田村（下安家） | H10 1998<br>以前 |
| 大槌町（大槌）<br>岩泉町（岩泉）<br>二戸市（二戸）<br>花巻市（大迫）<br>陸前高田市（高田）                                                                                                                                                                            | 北上市（臥牛）<br>遠野市（沢田飯豊）<br>一関市（七日町）<br>八幡平市（田山）<br>洋野町（向田）                                                                                                                                                                                                                      | 田野畑村（切牛）<br>久慈市（横沼）                                    | H11 1999       |
| 山田町（船越）<br>宮古市（田老）<br>花巻市（東和）<br>九戸村（九戸）                                                                                                                                                                                         | 盛岡市（巻堀）<br>奥州市（赤生津）、奥州市（六道・寺向）<br>平泉町（長島中央）                                                                                                                                                                                                                                  | 山田町（大沢）                                                | H12 2000       |

| 年        | 事業着手               |                                                  |                                 |
|----------|--------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------|
|          | 下水道                | 農集排                                              | 漁集排                             |
| H13 2001 | 一関市（大原）<br>一関市（千厩） |                                                  | 大船渡市（砂小浜）<br>大船渡市（千歳）           |
| H14 2002 | 八幡平市（安代）           | 一関市（猿沢）、一関市（二日町）<br>奥州市（二渡）、奥州市（前沢北部）<br>矢巾町（不動） |                                 |
| H15 2003 | 山田町（山田）            | 花巻市（八重畑）<br>北上市（黒岩）                              | 釜石市（唐丹）<br>久慈市（桑畑）<br>陸前高田市（広田） |
| H16 2004 |                    | 花巻市（西南）                                          |                                 |
| H17 2005 |                    | 北上市（下門岡）                                         | 久慈市（小袖）                         |
| H18 2006 |                    | 八幡平市（田頭・平笠）<br>奥州市（梁川）                           |                                 |
| H19 2007 | 二戸市（浄法寺）           | 奥州市（人首町）                                         |                                 |
| H20 2008 |                    | 奥州市（伊手町）                                         |                                 |
| H21 2009 |                    |                                                  |                                 |

| 供用開始                                     |                                                         |                                   | 年        |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------|----------|
| 下水道                                      | 農集排                                                     | 漁集排                               |          |
| 洋野町（大野）<br>一関市（摺沢）<br>一関市（東山）            | 花巻市（猪鼻）<br>花巻市（湯本南方）<br>一関市（興田）<br>葛巻町（四日市）<br>紫波町（長岡南） | 宮古市（千鷲）<br>普代村（太田名部）              | H13 2001 |
| 一戸町（一戸）<br>遠野市（宮守）<br>岩手町（岩手）<br>野田村（野田） | 北上市（村上）<br>紫波町（片寄）<br>矢巾町（矢巾西郷）<br>八幡平市（寄木）<br>九戸村（戸田）  |                                   | H14 2002 |
| 住田町（世田米）<br>西和賀町（湯田）                     | 宮古市（曇目）<br>北上市（滑田・藤根）                                   | 大船渡市（小石浜）                         | H15 2003 |
| 八幡平市（西根）                                 | 花巻市（大北）<br>矢巾町（不動）                                      | 陸前高田市（矢の浦）<br>大槌町（吉里吉里）           | H16 2004 |
| 軽米町（軽米）<br>洋野町（種市）<br>一関市（大原）            | 遠野市（綾織）<br>一関市（猿沢）                                      | 久慈市（久喜）<br>大船渡市（砂小浜）              | H17 2005 |
| 八幡平市（安代）<br>一関市（川崎）                      | 北上市（黒岩）                                                 | 大船渡市（千歳）<br>田野畑村（平井賀）<br>（長時間曝気式） | H18 2006 |
| 田野畑村（田野畑）                                | 奥州市（二渡）、奥州市（前沢北部）<br>一関市（二日町）                           |                                   | H19 2007 |
|                                          | 花巻市（西南）<br>奥州市（梁川）                                      |                                   | H20 2008 |
|                                          | 北上市（下門岡）<br>花巻市（八重畑）                                    | 久慈市（桑畑）                           | H21 2009 |

| 年        | 事業着手     |          |                       |
|----------|----------|----------|-----------------------|
|          | 下水道      | 農集排      | 漁集排                   |
| H22 2010 |          |          |                       |
| H23 2011 |          |          | 久慈市（大尻）<br>久慈市（白前・本波） |
| H24 2012 |          | 奥州市（母体町） |                       |
| H25 2013 | 釜石市（鶴住居） |          |                       |
| H26 2014 |          |          |                       |
| H27 2015 |          |          |                       |
| H28 2016 |          |          |                       |

| 供用開始                |                                  |                      | 年        |
|---------------------|----------------------------------|----------------------|----------|
| 下水道                 | 農集排                              | 漁集排                  |          |
| 二戸市（浄法寺）            | 奥州市（人首町）、奥州市（伊手町）<br>八幡平市（田頭・平笠） | 久慈市（小袖）<br>陸前高田市（広田） | H22 2010 |
| 一関市（千厩）             |                                  |                      | H23 2011 |
|                     |                                  |                      | H24 2012 |
|                     |                                  |                      | H25 2013 |
| 陸前高田市（高田）           |                                  |                      | H26 2014 |
|                     | 奥州市（母体町）                         |                      | H27 2015 |
| 釜石市（鶉住居）<br>山田町（山田） |                                  | 釜石市（唐丹）              | H28 2016 |

資料27 市町村別普及率（2016年度末）

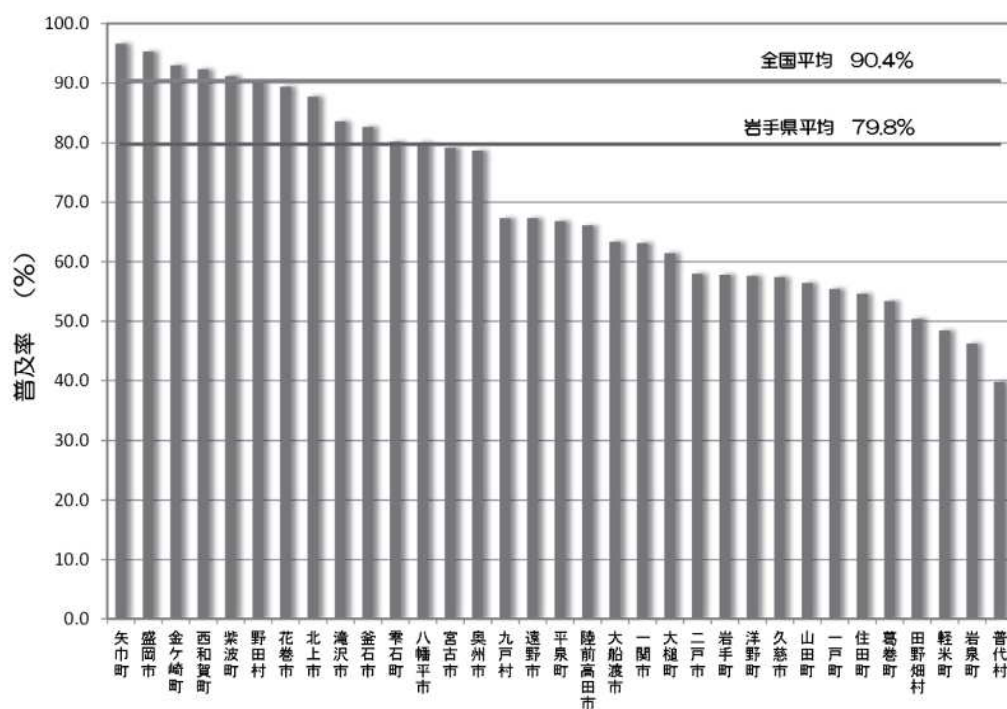


図 27-1 市町村別污水处理人口普及率 普及率順（2016年度末）

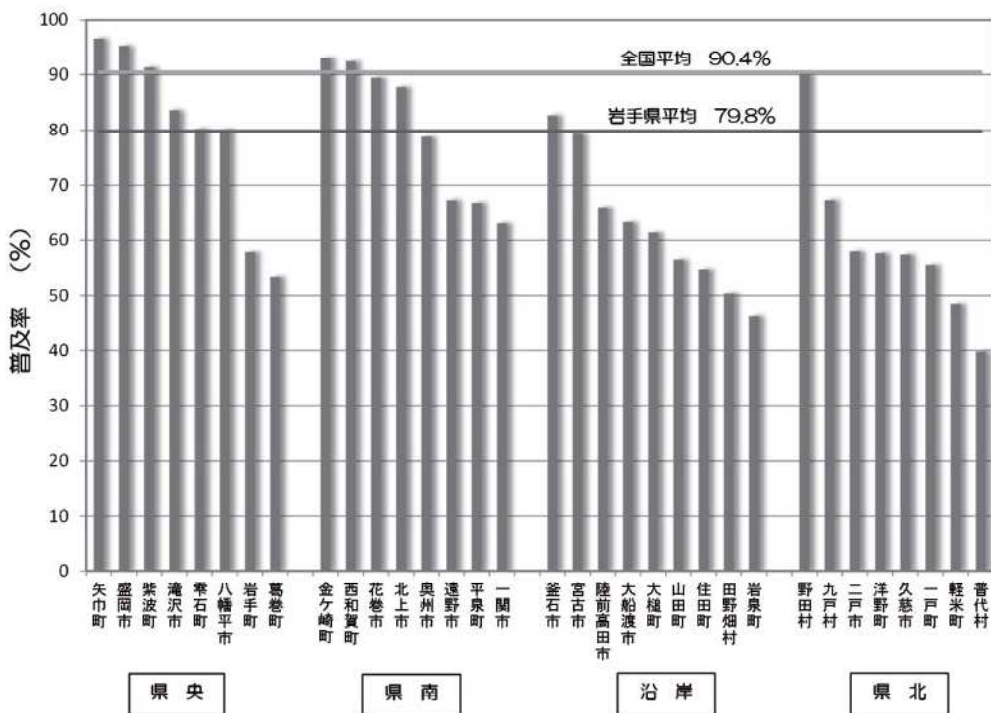


図 27-2 市町村別污水处理人口普及率 広域圏順（2016年度末）

## 資料28 2016年度末時点の下水道等施設の数

前構想での下水道等の処理施設の整備計画は、表 28-1 のようになっています。

最終的には、132 箇所では処理場を整備する計画で、2016年度末時点では、182 箇所の処理場が整備されています。

表 28-1 汚水処理施設（処理場）の箇所数

| 事業名    | 2009末<br>H21末実績 | 2016末<br>H28末実績 | 最終計画<br>(H52) |
|--------|-----------------|-----------------|---------------|
| 下水道    | 42              | 44              | 42            |
| 農業集落排水 | 108             | 107             | 62            |
| 漁業集落排水 | 24              | 23              | 25            |
| コミプラ   | 10              | 8               | 3             |
| 合計     | 184             | 182             | 132           |

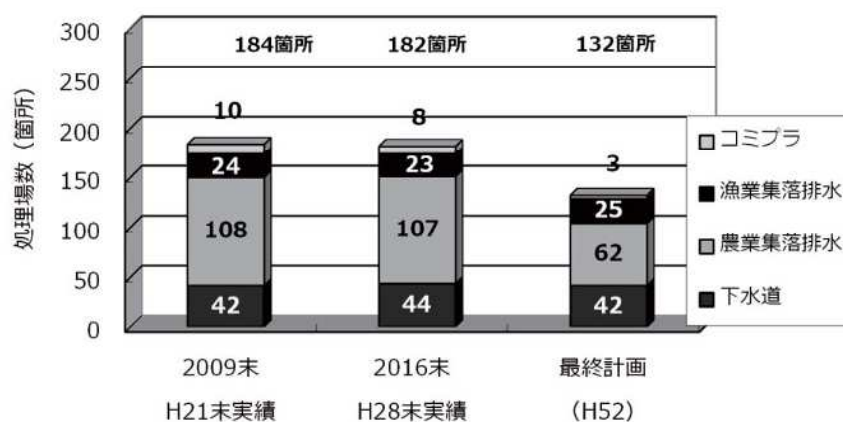


図 28-1 汚水処理場数の推移

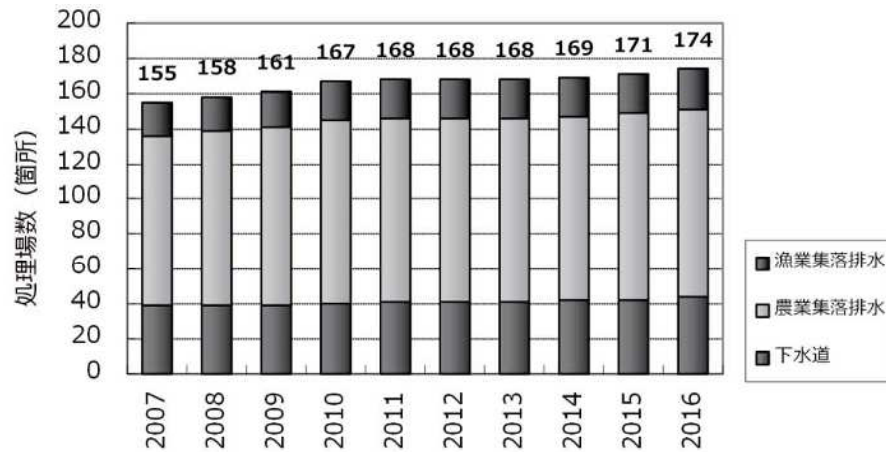


図 28-2 汚水処理場数の推移（2007～2016）  
（コミュニティ・プラントを除く）

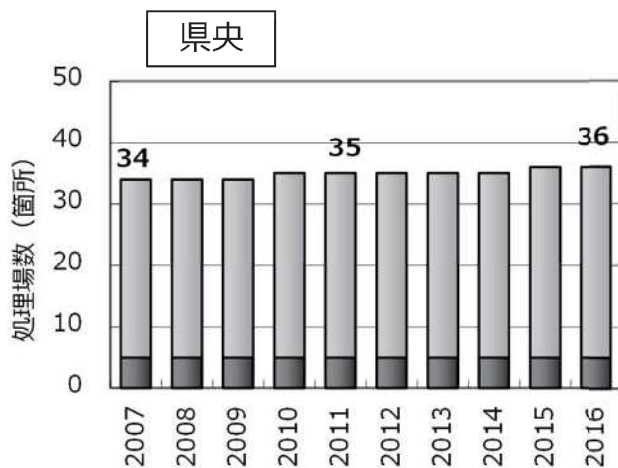


図 28-3 県央地域の汚水処理場数の推移

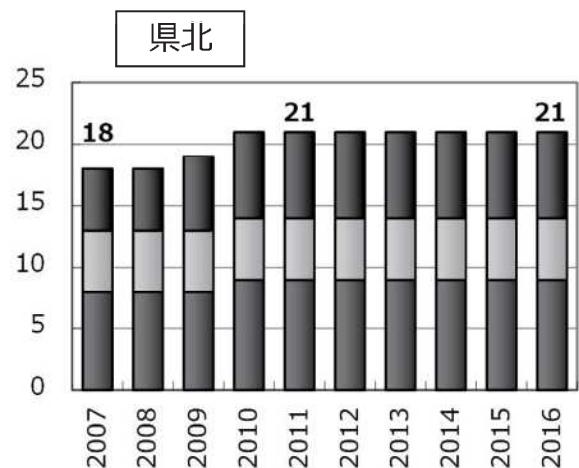


図 28-4 県北地域の汚水処理場数の推移

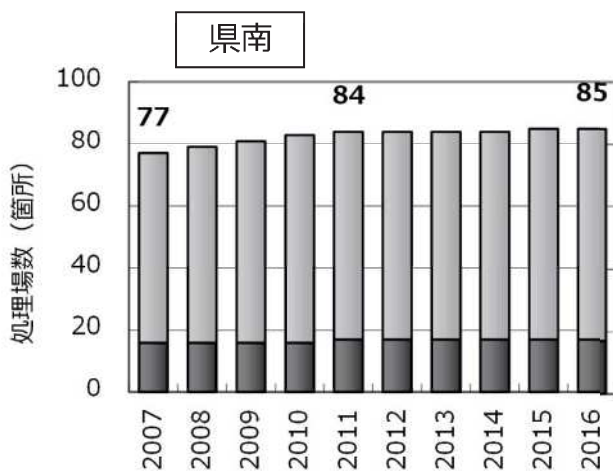


図 28-5 県南地域の汚水処理場数の推移

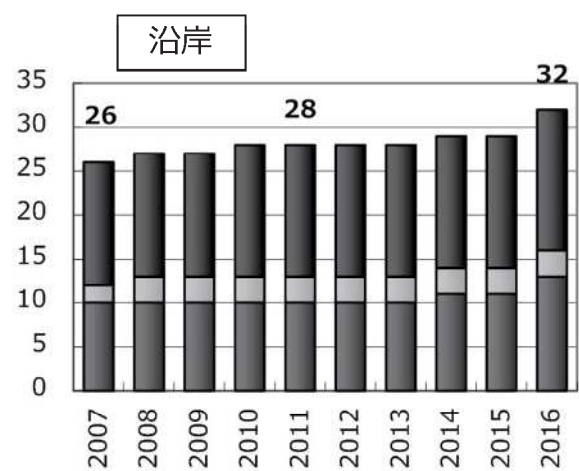


図 28-6 沿岸地域の汚水処理場数の推移

※上記推移グラフは、2016年時点で廃止等されている処理場を過去に遡り除いた結果により整理。



資料29 ビジョン2010における整備量と未整備量

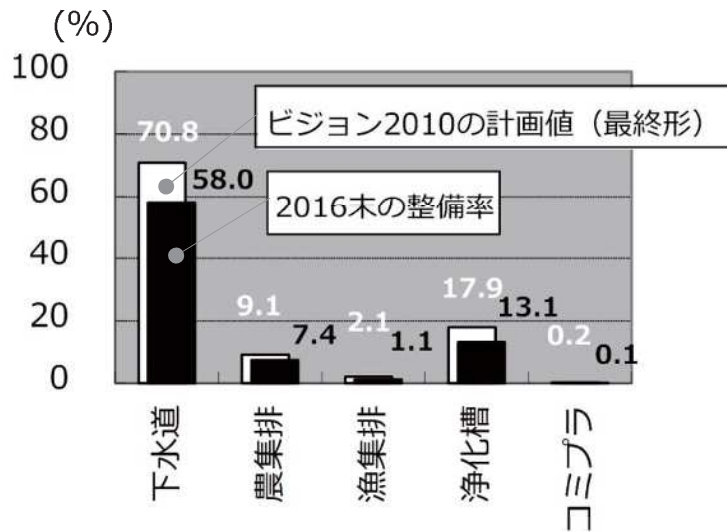


図 29-1 汚水処理普及率の状況 (全県)

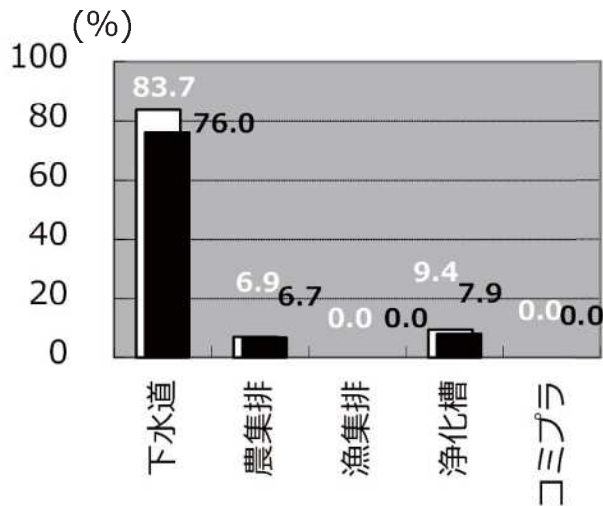


図 29-2 汚水処理普及率の状況 (県央)

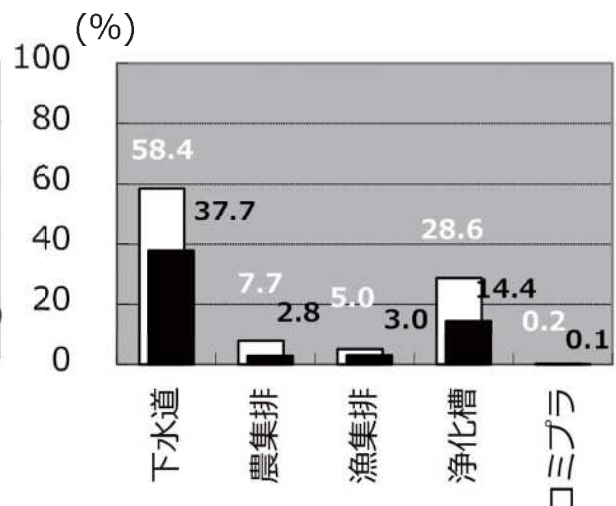


図 29-3 汚水処理普及率の状況 (県北)

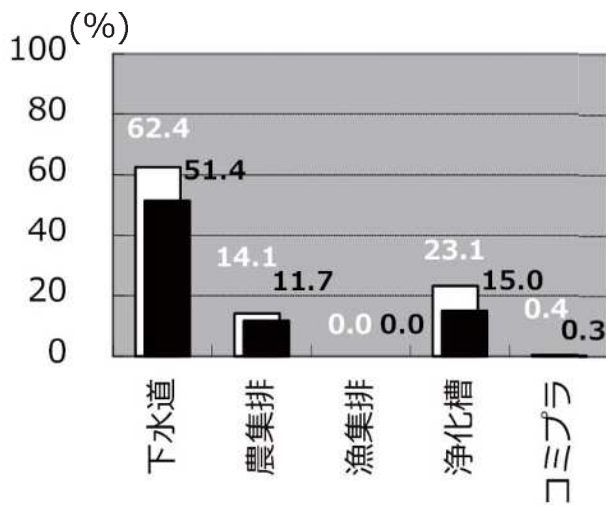


図 29-4 汚水処理普及率の状況 (県南)

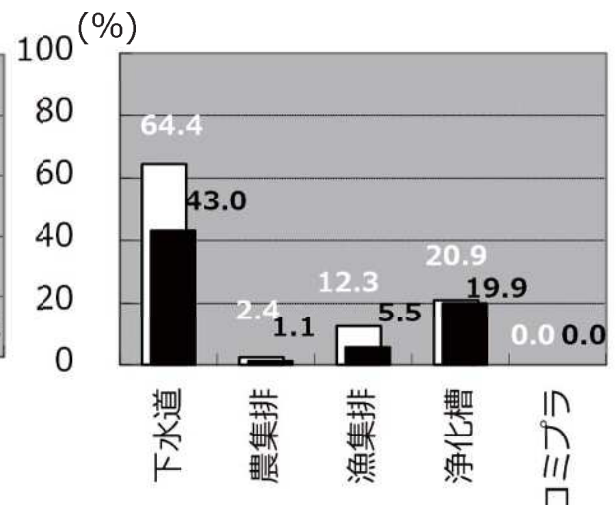


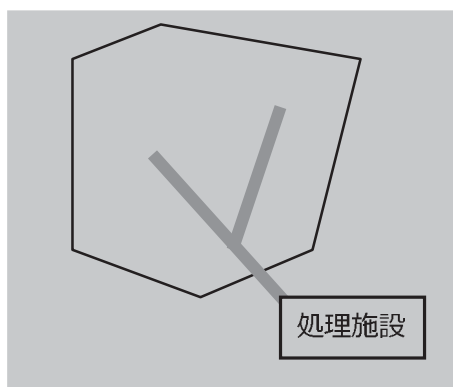
図 29-5 汚水処理普及率の状況 (沿岸)

※ 四捨五入の関係上、各数字の合計が 100%にならない場合があります。

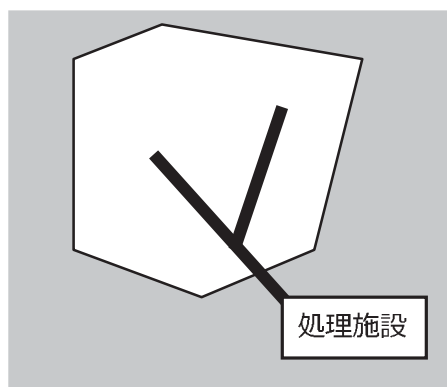
## 資料30 下水道と集落排水の接続率

農業集落排水と一部の漁業集落排水は、処理施設での処理開始後数年で、全ての計画区域が処理可能になります。

このことから、農業集落排水と一部の漁業集落排水においては、同一の処理区では処理を開始してから10年経過すると、どの地域においてもおおむね10年経過していることとなります。



農業集落排水の全体計画

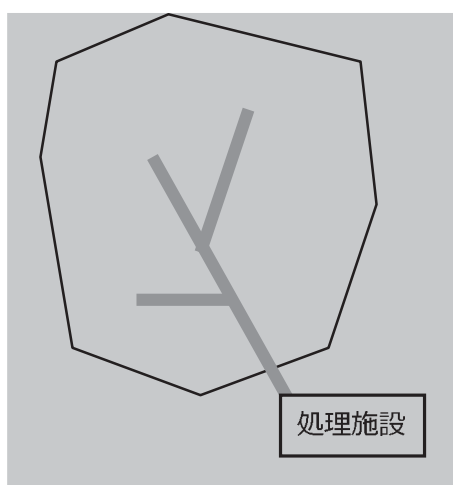


処理を開始したときに計画区域全域が処理可能となる

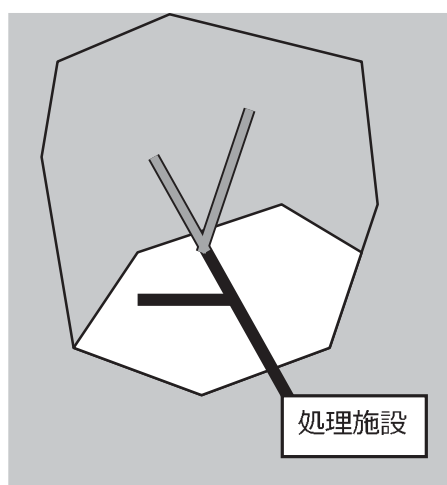
一方、下水道と一部の漁業集落排水は、処理施設で処理を開始した時点では、一部の区域が処理可能となり、その後、整備区域を順次拡大して処理可能な区域を広げていきます。

このことから、下水道と一部の漁業集落排水においては、処理を開始してから10年経過した時点では、地域によって処理可能となつてからの経過年数が10年のところもあれば1年のところもあります。

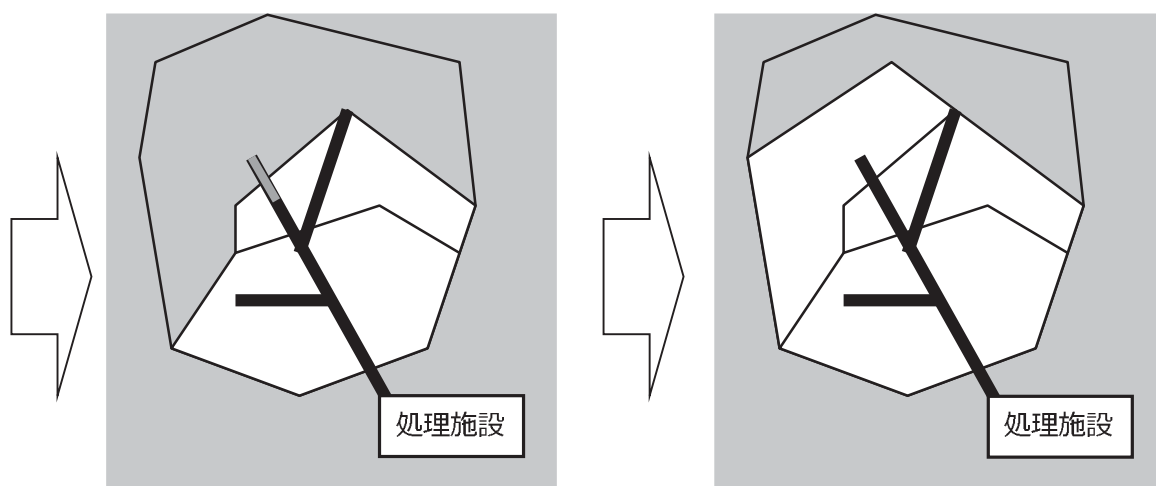
このように下水道と一部の漁業集落排水では、処理可能となつてからの経過年数が混在しているため、接続率は農業集落排水よりも低くなる傾向にあります。



下水道の全体計画



処理を開始したときには計画区域の一部が処理可能となる。



処理開始後に順次整備区域を拡大していく。